

**資料編**

## I 用語集

【 】内に、計画本文における初出ページを示しています。

## 数字・アルファベット

## CLT【41 ページ】

Cross Laminated Timber の略で、直交集成板ともいいます。木材の板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルで、建築の床や壁などの構造材に使われています。

## ESD【68 ページ】

Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されています。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

## ESG 投資【19 ページ】

環境 (Environment), 社会 (Social), ガバナンス (Governance) の英語の頭文字を合わせた言葉で、これらの要素を考慮して行う投資です。

これまで、投資するための判断材料として利益率などの財務情報が使われてきましたが、それに加えて非財務情報である ESG 要素、例えば「E」では地球温暖化対策、「S」では地域貢献活動、「G」では情報開示などを考慮対象としており、企業の持続可能性を評価するものとなっています。

## EV【27 ページ】

→「電気自動車」を参照

## FCV【21 ページ】

→「燃料電池自動車」を参照

## FIT 法 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

## 【21 ページ】

Feed In Tariff の略で、再生可能エネルギーによって発電された電気を、電力会社が一定期間固定価格で買い取ることを定めた制度です。電力会社が電気を買い取る費用の一部を、電気を利用している方々から再生可能エネルギー発電促進賦課金という形で集めることで、発電設備の高い建設コストの回収見通しが立ちやすくなるなど、再生可能エネルギーの導入を支えています。

## IoT【31 ページ】

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳されています。

従来インターネットに接続されていなかった、建物・車・家電製品・電子機器など、様々なモノがネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続し、相互に情報交換を行っていく仕組みです。

## LVL【41 ページ】

Laminated Veneer Lumber の略で、単板積層材ともいいます。木材の単板の層を平行に積層接着した厚木質材料で、柱・梁などの構造材や家具・窓枠などの造作用に使われています。

## PM2.5【2 ページ】

→「微小粒子状物質 (PM2.5)」を参照

## Power to Gas【28 ページ】

電力を気体燃料 (水素など) に変換して貯蔵・利用する方法です。

電力を一旦水素に変換した後、燃料電池で再び電力として使用する、燃料電池車のエネルギーとして利用するなど、環境負荷を低減する利用が可能なため、近年、再生可能エネルギーの出力変動に伴う余剰電力の対策として注目されています。

## RE100【76 ページ】

100% Renewable Electricity の略で、事業で使用する電力の 100%を再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟するイニシアチブです。加盟対象は影響力のある企業のみで、「世界的に認知、信頼されているブランドである」、「主要な多国籍企業である」、「電力消費量が 100GWh 以上ある」、「RE100 の目的へ利益をもたらす国際的または地域的な影響力がある」の 4 条件のいずれかを満たしている必要があります。

## VOC【56 ページ】

→「揮発性有機化合物 (VOC)」を参照

## あ 行

## 悪臭【53 ページ】

悪臭による公害は、その不快なにおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものです。感覚公害という特性から住民の苦情や陳情と言

う形で顕在化し、汚染物質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることもあります。

「悪臭防止法」では、「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、現在 22 種類の化学物質を特定悪臭物質として規制しています。

### アスベスト（石綿）【57 ページ】

天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強く、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。そのため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、潜伏期間を経て、肺がんなどの病気を引き起こすおそれがあり、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られています。

### 暑さ指数【24 ページ】

熱中症の予防を目的とした指標です。人体と外気との熱のやりとりに着目したもので、「湿度」、「日射・輻射など周辺の熱環境」、「気温」の 3 要素を取り入れたものとなっています。暑さ指数は労働環境や運動環境の指針としても有効であると国際的に認められており、日本では「日常生活に関する指針」、「運動に関する指針」、「作業者に関する指針」が公表されています。

### 一般廃棄物【8 ページ】

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は、更に「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

### エコツーリズム【47 ページ】

観光や旅行を通じて、自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方です。自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、観光客だけでなく地域住民自身にも、その価値や大切さが理解され、保全につながることを目指しています。

### エコファーマー【52 ページ】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が、たい肥などによる土づくり・有機肥料の使用（化学肥料の低減）・農薬使用の低減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成し、知事の認定を受けるというもので、この認定を受けた農業者をエコファーマーと呼びます。

### エコフィード【31 ページ】

食品循環資源を原料にして加工処理されたリサイクル飼料と同義で、食品製造副産物、余剰食品及び調理残さ等を利用して製造された家畜用飼料のことです。

### エシカル消費【33 ページ】

Ethical Consumption の日本語表記で、直訳して「倫理的消費」とも呼ばれています。より良い社会に向け、人や地球環境、社会に配慮した消費やサービスを選択することです。

### エネルギー供給源の多様性【21 ページ】

特定の供給源に頼ることなく、多様な供給源を柔軟に組み合わせることです。特定の電源に依存すると、オイルショックや災害等でその電源を活用できなくなった場合に社会インフラが止まってしまうため、エネルギー供給源の多様性を高めることが重要となります。

### エネルギー消費の見える化【25 ページ】

エネルギーの使用状況を数字や画像で可視化（見える化）することにより、省エネへの意識を高めるための取組です。

### エネルギーマネジメントシステム（EMS）【19 ページ】

情報通信技術（ICT）を活用して、家庭・オフィスビル・工場などのエネルギー（電気やガス等）の使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステムです。

### 汚濁負荷【58 ページ】

水質を汚濁する物質です。その総量を汚濁負荷量といい、主として BOD（Biochemical Oxygen Demand：生物化学的酸素要求量）、COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）、SS（Suspended Solids：浮遊物質）等の 1 日当たりの量で表されます。

汚濁負荷量＝水質（汚濁濃度）×水量（排出流量）によって算出されます。

### 温室効果ガス【8 ページ】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ

化硫黄（SF<sub>6</sub>），三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

### 温泉熱【26 ページ】

温泉に関わる熱エネルギーです。温泉は古くから浴用や観光資源として利用されていますが、入浴に適した熱のみが利用されている場合が多いため、それらを暖房や給湯、融雪等にも利用していくことで、省エネ化や二酸化炭素の排出削減につながる事が期待されています。

## か 行

### 海岸漂着物【35 ページ】

海岸に漂着するごみのことで、海岸漂着物処理推進法では「海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物」と定義しています。海藻、漁具、プラスチック製品等が多く、自然物が約 6 割、人工系のごみが約 4 割となっています。

### 開発行為【44 ページ】

「都市計画法」で規定される、主として建築物の建築又は特定工作物の建築用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。

特定工作物には、コンクリートプラントその他周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある第一種特定工作物と、ゴルフコースなど大規模な工作物である第二種特定工作物とがあります。

土地の区画形質の変更とは、宅地造成等に伴う道路の新設、廃止、付け替えや切土、盛土、整地などがあります。

### 開発行為の廃止等に伴う災害防止工事及び植生回復

#### の工事施行に関する契約【69 ページ】

開発行為が途中で廃止され、その施行が困難または不能となった場合には、開発区域が放置されることになり、防災上の不安や災害発生の危険性、自然環境又は生活環境への悪影響等が懸念されることから、それらを未然に防止することを目的として、知事、開発行為者及びその連帯保証人との間で締結する契約のことです。

### 海洋ごみ【31 ページ】

海に関わるごみのことで、海岸に打ち上げられる「漂着ごみ」、海面に漂う「漂流ごみ」、海底に沈下している「海底ごみ」をまとめたものです。海洋ごみは発生地点から広範囲へと拡がるため、自然分解されないプラスチックごみが大きな問題となっています。

### 外来生物【40 ページ】

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物です。在来生物を駆逐する、農作物への被害を起こすなど、自然環境や経済などに大きな影響を及ぼす可能性があります。

### カドミウム【54 ページ】

常温では銀白色の柔らかい金属で、メッキの原料をはじめ、合金の成分、塩化ビニル樹脂の安定剤やプラスチック・ガラス製品の顔料など、さまざまな用途に使われています。

人体に取り込まれると、長期間にわたって障害を生じさせることが知られており、カドミウム中毒の事例として、日本では、鉱山から排出されたカドミウムに汚染された地域で発生したイタイイタイ病があります。

### カリ肥料【62 ページ】

カリウムを有効成分とした肥料の総称です。

米等の作物は、土壌中のカリウム濃度が低い場合、土壌の放射性セシウムを吸収する割合が大きくなるため、土壌中のカリウムを一定水準以上に高めることで放射性セシウムの吸収を抑制させます。

### 環境影響評価（環境アセスメント）【26 ページ】

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことです。

### 環境カウンセラー【68 ページ】

環境問題に関する専門的知識や豊富な経験を有しており、市民や事業者等の環境保全活動に対して助言を行う人材です。

環境管理・環境保全のための具体的取組や計画作りの実績などがある人や、地域の環境保全活動の実施および企画運営の実績などがある人が、環境省の審査を経て登録されています。

### 環境基準【8 ページ】

「環境基本法」で規定される、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境の基準のことです。

### 環境経営【33 ページ】

企業が、事業活動における環境負荷の低減や持続可能な生産と消費に向けた対応を経営戦略の一要素と

して位置付け、積極的に取り組み、社会の持続可能な発展のために社会的責任を果たしながら、企業の持続的成長につなげていこうとする経営の考え方のことです。

### 環境産業コーディネーター【33 ページ】

民間企業等で工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を有する非常勤の県職員です。廃棄物の3Rや省エネ、再エネに関する取組を行う事業者へ情報提供や助言、課題解決への支援等を行います。

### 環境配慮基本協定【69 ページ】

事業者が自主的に行う環境配慮の取組を推進することにより、事業活動によって生じる環境負荷の低減を図り、地域の良好な環境を保全することを目的として策定された「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」に基づき、事業者が県及び関係市町村との間で締結するもので、環境配慮の取組み等基本的事項を定めた包括的な協定です。

### 環境配慮行動【5 ページ】

環境に配慮した生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などのことです。

### 環境ビジネス【65 ページ】

環境負荷を低減させ、資源循環による持続可能な社会を実現させる製品・サービスを提供するビジネスのことです。環境省では、「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効利用」、「自然環境保全」の4分野を環境ビジネスと定義しています。

### 環境負荷【29 ページ】

人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼしませんが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としています。

### 環境保全型農業【52 ページ】

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

### 環境マネジメントシステム【19 ページ】

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組む仕組みのことです。

(例：ISO14001、エコアクション 21、みちのくEMS(みちのく環境管理規格)など)。

### 環境林型県有林【22 ページ】

市町村や個人等が所有する土地に県が造林した森林です。県では、地上権設定の期間満了を迎えた県行造林地を、県が引き続き公的森林として整備する事業を推進しています。

### 間伐【19 ページ】

植栽木が生長して、枝葉が生い茂って重なり合うようになった後、主伐されるまでの間に、生産の目的に合う様に立木密度を調節するため木々の間引きを行うことです。

残存木の専有する面積を広くし、健全な育成を促進させるほか、林内を明るくして下層植生を回復し、雨などによる表層土壌の流出を抑制させることにも役立ちます。また、間伐により発生する木材(間伐材)の販売により、主伐による収穫までの間に収入を得る目的もあります。

### 揮発性有機化合物(VOC)【56 ページ】

常温で揮発しやすい有機化合物のことで、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなどがあり、揮発性や親油性から塗料、接着剤などとして広く利用されてきました。

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質(SPM)の二次生成粒子の原因物質となることから、大気汚染防止法の中で排出抑制に向けた取組が進められています。

### グリーン購入【64 ページ】

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方です。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」がガイドラインなどを示しています。

### グリーンファンド【23 ページ】

環境省が所管する「地域低炭素投資促進ファンド事業」により設置された基金を活用した投資ファンドで、「二酸化炭素の削減」と「地域活性化」に貢献するプロジェクトへ出資が行われています。

脱炭素化に関わる事業には、巨額の資金と長い期間が必要となりますが、地域の事業者には中小企業が多く、資金調達が難しいため、グリーンファンドによる出資を、民間資金の更なる投融資への呼び水とし、脱炭素化プロジェクトの実現につなげることを目的としています。

## ケミカルリサイクル【35 ページ】

→「リサイクル」を参照

## 県自然環境保全地域【40 ページ】

宮城県が良好な自然を保全していく必要があると認め、条例により指定した地域のことです。

各都道府県は、優れた自然環境を維持している地域について、その保全を図るため「都道府県自然環境保全地域」を指定することができます。

宮城県では、高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域や、優れた天然林が相当部分を占める森林の区域などに該当する地域を「自然環境保全条例」に基づき「県自然環境保全地域」として指定しています。

## 公害【54 ページ】

「環境基本法」で規定される、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずることです。

平成24年9月19日に「環境基本法」が改正施行され、それまで適用除外とされていた放射性物質が公害物質に位置付けられました。

## 公害防止協定【69 ページ】

地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のため、事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決めるものです。

本県においては、県、市町村、企業間の協定の締結により公害規制関係法や条例を補完し、地理的・社会的条件に即した公害防止対策を実施することが可能となるなど、公害の防止に大きな役割を果たしています。

## 光化学オキシダント【8 ページ】

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

## 公共用水域【58 ページ】

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれに接続する公共溝渠（主に排水や給水のための溝状の水路）、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路です。

## 小型家電【29 ページ】

パソコン、スマートフォン、炊飯器などの小型の家電のことで、「小型家電リサイクル法」により、現在、28品目が指定されています。小型家電には鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が多く含まれており、それらを有効活用するため、リサイクルが進められています。

## さ 行

## 最終処分【32 ページ】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されています。

## 再生可能エネルギー【8 ページ】

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定しています。

## 里地里山【8 ページ】

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林のことです。里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材、エネルギーなど自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

## 産業廃棄物 G メン【37 ページ】

産業廃棄物の不法投棄防止対策を徹底するため、県内の各保健所に配置されている監視員のことです。監視パトロールや立入検査による指導等を行っています。

## 産業廃棄物【8 ページ】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定される廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類です。また、特定の事業活動によって排出される場合に産業廃棄物と分類される廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、動植物のふん尿など）があります。

**自然環境保全協定【44 ページ】**

開発行為における災害防止工事の施行及び自然緑地等の確保を図るため、宮城県、関係市町村、開発行為者、連帯保証人の4者で締結する協定です。

**自然共生社会【2 ページ】**

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会です。

**自然公園【39 ページ】**

優れた自然の風景地として法令に基づき指定される、国立公園、国定公園、県立自然公園の総称です。国立公園と国定公園は「自然公園法」第5条に基づいて環境大臣が指定し、県立自然公園は県立自然公園条例第3条に基づいて知事が指定します。

**下刈り【22 ページ】**

植栽した苗木のために雑草や雑木を刈り取る作業です。苗木の周囲を雑草や雑木で覆われると生育不良が起るため、苗木がある程度成長するまで年に1,2回ほど下刈りを行う必要があります。

**指定廃棄物【62 ページ】**

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」で規定される、放射性物質の付着した廃棄物のうち、放射性物質が一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えることで環境大臣の指定を受けた廃棄物で、国の責任のもとで処理されることとなっています。

**自伐林家【22 ページ】**

自らが所有する山から、木材の伐採・搬出・出荷までを自ら行う山林所有者のことです。

**地盤沈下【53 ページ】**

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により地面が沈下する現象で、広義には盛土や構造物の荷重による局所的な沈下も含まれますが、一般的にはある程度広い地域全体が沈下することを指します。典型7公害の一つです。

**重金属【59 ページ】**

密度が比較的大きい金属です。通常、比重4以上の金属をいい、約60元素が存在しています。公害に関

して、よく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等があります。

**循環型社会【2 ページ】**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

**循環資源【13 ページ】**

廃棄物等のうち有用なもののことです。

**省エネルギー【12 ページ】**

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことです。我が国では、省エネ法に基づき、省エネルギーの推進に努めています。

**小水力発電【26 ページ】**

水路に設置した水車などを用いて行う小規模な水力発電です。

**植生【42 ページ】**

ある地域を覆っている植物体の総称です。

**食品廃棄物【29 ページ】**

食品が食用に供された後に、又は食べきれずに廃棄されたものや食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用にすることができないものです。

**食品ロス【31 ページ】**

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは、事業者からのものが5割強、家庭からのものが5割弱となっているため、家庭・事業者ともに意識して食品ロスを減らしていくことが必要となっています。

**自立・分散型電源【20 ページ】**

地域における多様なエネルギー源を活用して、電力を確保する仕組みのことです。エネルギーの効率的な利用のほか、災害等により外部からのエネルギー供給

が遮断された場合に、エネルギー確保につなげることができません。

### 人工林【22 ページ】

人が苗木を植えて育てた森林のことです。主に木材生産のために作られており、同じ種類の木だけが植えられていることが多くなっています。木材として利用できるよう、下刈りや間伐などの手入れが行われるため、育成林とも呼ばれています。

### 振動【53 ページ】

公害とされる振動については、工場や事業所の振動、建設作業振動、自動車や鉄道による交通振動などが挙げられます。

### 森林インストラクター【41 ページ】

自然と森林のしくみ、森林づくりと林業、自然体験活動、自然環境教育等についての知識、技能を持っており、森林を訪れる方々が心地よく過ごし、楽しみ、感じ、森林を取り巻く自然環境を深く知ることができるようサポートしてくれる「森林の案内人」です。

県では、「宮城県森林インストラクター」を養成しており、年間約 20 日間の実習や講義を受講し、一定レベルの知識、技能を修得した方を知事が認定しています。

### 森林の多面的機能【22 ページ】

森林が有している様々な機能のことです。木材の生産機能とともに、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能等があり、人の生活と深く結びついています。

### 水準測量【59 ページ】

全国の主要な道路沿いに設置されている水準点の高さの測定により地盤高の観測を行うことです。

### 水素エネルギー【21 ページ】

水素を燃料としたエネルギーのことです。水素は地球上に豊富に存在しており、燃焼させても水を生成するのみであることから、クリーンな燃料です。

### 水素ステーション【21 ページ】

燃料電池自動車等に燃料となる水素を供給するための施設です。

### 水道水源特定保全地域【46 ページ】

「ふるさと宮城の水循環保全条例」で規定される、流域水循環計画に基づき、山間部の水道水源地域のう

ち、その地域の良好な水環境の保全を図る上で特に重要として知事の指定を受けた区域のことです。

水道水源特定保全地域内において開発行為を行うとする場合は、同条例施行規則で定めるところにより、届出が必要となります。

### 生態系ネットワーク【44 ページ】

すぐれた自然環境を有する地域を核として、それらが有機的につながっている状態のことです。野生生物の生息・生育空間としての生態系を相互に連続させ、より広域的な生活圏を確保し、多様で安定した個体群の存続と個体数の維持を図るとともに、保全地域を連結することによって、より安定的に生物多様性の保全を図ることができます。

### 生物多様性【39 ページ】

森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態です。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つの多様性があります。

### 騒音【8 ページ】

人が聞こえる音のうち、聞き手が不快と感じる音です。公害騒音としては、工場や事業所の騒音、建設作業騒音、自動車や鉄道による交通騒音、飲食店などの深夜営業による騒音、商業宣伝などの拡声機騒音などが挙げられます。

### 造林【22 ページ】

現在ある森林に手を加えることにより目的にあった森林の造成を行うこと、又は、新たに森林をつくることです。

## た 行

### 第一種特定製品【23 ページ】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で規定される、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）です。

### ダイオキシン類【55 ページ】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー-PCB) の総称です。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるこ



とから、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われています。

### 太陽光発電【20 ページ】

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムです。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されています。

### 脱炭素社会【2 ページ】

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策等を行うことで実質ゼロにすることを目指す社会です。温室効果ガスの多くは二酸化炭素であるため、二酸化炭素の排出量が少ない社会を構築することが重要となっています。

### 地域気候変動適応センター【24 ページ】

「気候変動適応法」で規定される、地域における気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や技術的助言を行う拠点のことです。

### 地域森林計画対象民有林【44 ページ】

「森林法」で規定される、知事が策定する地域森林計画の対象となっている民有林のことで、国有林を除くほとんどの森林が含まれます。

### 地球温暖化防止活動推進員【19 ページ】

「地球温暖化対策推進法」で規定される、地球温暖化防止の取組を進める者のことで、知事の委嘱により、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めるための活動を行っています。

### 蓄電池【20 ページ】

充電によって繰り返し使用できる電池です。鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、NAS（ナトリウム硫黄）電池などの種類があり、バッテリーや二次電池とも呼ばれます。気象条件に左右されやすい風力・太陽光発電における出力変動の抑制や、電力需給のピークカット、停電時バックアップ対策等への活用が注目を集めています。

### 地中熱【26 ページ】

地表付近の地中にある低温の熱です。地表から約10～15m ほどの深さの温度は年間を通して変化がほとんどないため、その熱を利用して冷暖房や給湯、融雪に利用します。

熱の採取場所や用途の限定性などから、地熱とは区別されています。

### 中山間地域【46 ページ】

平野の外縁部から山間地に至るまでの地域で、日本の国土面積の約 7 割を占めています。国土の保全や水源かん養等の公益的機能や、高い食料供給力といった重要な役割を持っていますが、近年は人口減少等により維持が困難となっているため、対策が必要とされています。

### 鳥獣保護区【39 ページ】

「鳥獣保護管理法」で規定される、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的に環境大臣や都道府県知事が指定する区域のことです。鳥獣保護区の存続期間は 20 年以内と定められており、必要に応じて更新されます。

### 底質【61 ページ】

河川、湖沼、海域などの水底を構成する粘土、シルト、砂、礫などのことです。一度底質に移行した各種物質の一部は溶出や巻き上がり現象により再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られています。

### デマンド交通【64 ページ】

利用者の事前予約に合わせて、経路やスケジュールを決定する地域公共交通です。地域の状況に応じて様々な形態があり、予約に応じてバスのように決まった路線を走るものや、乗降用の停留所のみ決めて、その間を要望に応じて走るものなどがあります。

### 田園環境整備マスタープラン【52 ページ】

地域の合意のもとに市町村が作成する、農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針や地域の整備計画等を定めています。

### 電気自動車（EV）【27 ページ】

EV (Electric Vehicle) ともいい、バッテリーに蓄えた電力でモーターを駆動させる自動車です。

### 特定粉じん【57 ページ】

→「粉じん」を参照

### 土壌汚染【53 ページ】

特定有害物質による土壌が汚染されることです。

「土壌汚染対策法」では、健康被害を及ぼす特定有害物質として、鉛、砒素、トリクロロエチレンなどを指定しています。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、健康被害を及ぼす農畜産物が生産される恐れや、農作物等の生育を阻害する特定有害物質として、カドミウム、銅、ヒ素を指定しています。

## な 行

**熱回収【30 ページ】**

廃棄物の焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することで、サーマルリサイクルともいいます。回収した熱は、廃棄物発電や温水などの熱源として利用されることが多くなっています。

**燃料電池自動車 (FCV)【21 ページ】**

FCV (Fuel Cell Vehicle) ともいい、車両に搭載した燃料電池により、空気中の酸素と燃料タンクの圧縮水素から発電した電力でモーターを駆動させる自動車です。

**農業水利施設【26 ページ】**

自然水を農業用水として利用するための基盤施設で、ダム等の貯留施設、頭首工や揚水機場等の取水施設、取水施設から圃場まで用水を運ぶ用水路のほか、圃場から河川等まで排水を運ぶ排水路、洪水時などに排水を河川へ戻すための排水機場などが挙げられます。

## は 行

**ばい煙【56 ページ】**

「大気汚染防止法」では、物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をばい煙と定めています。

ばい煙については、「大気汚染防止法」による排出基準が定められています。

**バイオマス【26 ページ】**

生物資源量を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物に分類されており、再生可能で、カーボンニュートラルな資源と言われています。

また、バイオマスのうち、木材からなるものを木質バイオマスといい、バイオマスの中でも特に利用が進んでいます。

木質バイオマスは、樹木の伐採で発生する枝葉などの森林由来のものや、木材加工の製造過程で発生するもの、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など生活由来のものがあります。

**バイオプラスチック【35 ページ】**

微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解されて自然に還る「生分解性プラスチック」と、原料の一部を石油からバイオマスに置き換えた「バイオマスプラスチック」の総称です。

**パリ協定【2 ページ】**

2015 年 12 月に国連で採択された、気候変動に関する国際的枠組みで、1997 年に採択された京都議定書の後継となるものです。途上国を含むすべての参加国に、温室効果ガスの排出削減・抑制目標が定められています。

**微小粒子状物質 (PM2.5)【2 ページ】**

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 マイクロメートル以下の小さな粒子状物質です。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、環境基準が定められています。

**フードバンク【36 ページ】**

まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人や施設へ届ける社会福祉活動です。

**プラグインハイブリッド自動車 (PHV)【27 ページ】**

PHV (Plug-in Hybrid Vehicle) ともいい、家庭用電源などの外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車(2 つ以上の動力源を備えた自動車のことで、一般的にはガソリンエンジンと電気モーター搭載した自動車を指します。)です。

**フロン類【19 ページ】**

フッ素と炭素の化合物である「フルオロカーボン」の総称で、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」では、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)をフロン類としています。

特定フロンは、オゾン層破壊に影響が強いとされているフロン類(CFC と HCFC)のことで、生産・消費の全廃が決まっています。

代替フロンは、オゾン層への影響は小さいものの、温室効果が二酸化炭素の数百倍から 1 万数千倍と高いことから、適切な回収・破壊が必要です。

**粉じん【57 ページ】**

「大気汚染防止法」で規定される、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質のことです。粉じんのうち、石綿その他の人の健康に被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（現在、「石綿」のみ指定）を「特定粉じん」といい、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」といいます。

**閉鎖性水域【8 ページ】**

地形等により水の入れ替わりが少ない内湾、内海、湖沼等の水域です。水質が汚染されやすく、富栄養化が起こりやすくなっています。また、水底に汚濁物質が堆積しやすくなっています。

## ま 行

**マテリアルリサイクル【35 ページ】**

→「リサイクル」を参照

**マルチモーダル【27 ページ】**

駅、空港などの交通拠点やそれらを接続する道路の連携と機能向上により、乗り換え・積み替えの円滑化を図ることで、環境配慮、適切なコスト、物流・交流の円滑化を目指す交通施策です。

**みちのく潮風トレイル【41 ページ】**

青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイル（欧米発祥の歩く旅を楽しむために作られた道）で、観光客の健康と自然志向のニーズを満たし、地域観光の活性化に寄与することが期待されています。

**みやぎ e 行動（eco do!）宣言【64 ページ】**

e 行動とは、環境にやさしい行動（環境配慮行動）をいい、県民・事業者の方に、日々の生活で取り組んでいただきたい項目を選択・宣言し、実践していただくのが「みやぎ e 行動（eco do!）宣言」です。

**みやぎ違反広告物除却サポーター制度【50 ページ】**

電柱などに大量に貼られる違法な「はり紙」の除却を、ボランティア団体等に委託する制度のことです。

**みやぎオルレ【41 ページ】**

自然や民家の路地などを身近に感じ、自分なりにゆっくり楽しみながら歩いていただくことを目的として、県内各地に整備されたトレッキングコースです。

**宮城県環境教育リーダー【68 ページ】**

環境教育や環境保全活動を目的として開催される講演会や学習会、観察会などで、知事の委嘱により、講師として講演や講義、指導助言等を行い、地球環境保全、自然環境保全、廃棄物リサイクル、省エネ、節電などの環境教育や環境保全活動を推進しています。

**宮城県グリーン製品【34 ページ】**

使用後に再生利用がしやすいなど、環境への負荷の低減に資するもので、県内で製造・加工、又は、県内で発生した循環資源を利用して製造・加工された製品です。

宮城県では、こうした環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図っています。

**宮城県地球温暖化防止活動推進員【19 ページ】**

「地球温暖化対策推進法」第 37 条に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として、知事の委嘱により、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めるための活動を行っています。

**みやぎ自然環境サポーター【41 ページ】**

自然や森林についての知識を学び、森林公園でのボランティア活動を行うサポーターのことです。

**メタン発酵【30 ページ】**

嫌気性細菌により、有機性廃棄物中の有機物を分解し、バイオガスを生成することです。廃棄物系バイオマス（生ごみや下水汚泥、家畜ふん尿等）をエネルギー利用する際に、メタン発酵で発生させたバイオガスを精製し、メタンガスとして利用します。

**面源負荷【58 ページ】**

排出源を特定しにくい汚染発生源です。山林・農地の落ち葉・肥料などが風雨などによって拡散・流出して環境負荷の原因となる場合があります。

## ら 行

**緑地環境保全地域【40 ページ】**

自然的社会的条件からみて、自然環境を保全することが、良好な生活環境の維持に資すると認められる地域です。樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域、歴史的、文化的、

## 資料編

社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域のいずれかに該当する地域を「自然環境保全条例」に基づき指定しています。

### 緑被率【69 ページ】

ある区域における緑地面積の占める割合のことです。

### 林地開発許可制度【44 ページ】

地域森林計画の対象となっている民有林で 1ha を超える開発をしようとするとき知事の許可が必要となる制度です。この場合の開発行為とは、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為をいいます。

## II 環境基本条例

環境基本条例（平成7年宮城県条例16号）

## 前文

私たちのふるさと宮城は、豊かな森と海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により、個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーの大量消費がもたらされ、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響が及びこととなり、ひいては、人類共通の生活の基盤である地球の環境まで脅かされるに至っている。

未来に託す私たちの県土は、豊かで美しくあらねばならない。

私たちは、自然との対話と交流を図りながら、環境のもたらす恵みに思いをいたし、あらゆる活動において良好な環境の保全及び創造に努めるという新しい価値観に支えられた環境文化を築いていかなければならない。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する責任と義務を担っており、あらゆる活動において環境に配慮しながら、豊かで美しい県土の構築を進め、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

このような認識の下に、県土の良好な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、良好な環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う良好な環境の保全及び創造に関する施策について支援するよう努めるものとする。

## (市町村の責務)

第5条 市町村は、良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## (県民の責務)

第7条 県民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策  
(環境への配慮)

第8条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

## (環境基本計画)

第9条 知事は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(宮城県環境白書)

第 10 条 知事は、毎年、環境の状況並びに県が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした宮城県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第 11 条 県は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 12 条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第 13 条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 14 条 県は、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 15 条 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第 16 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第 17 条 県は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う事業者が、環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育の振興等)

第 18 条 県は、市町村、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振

興並びに広報活動の充実を図ることにより、県民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第 19 条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 県は、第十八条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 21 条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査研究を実施するものとする。

(監視、測定等)

第 22 条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

2 県は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 23 条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 県は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 25 条 県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 28 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年条例第 1 号) 抄

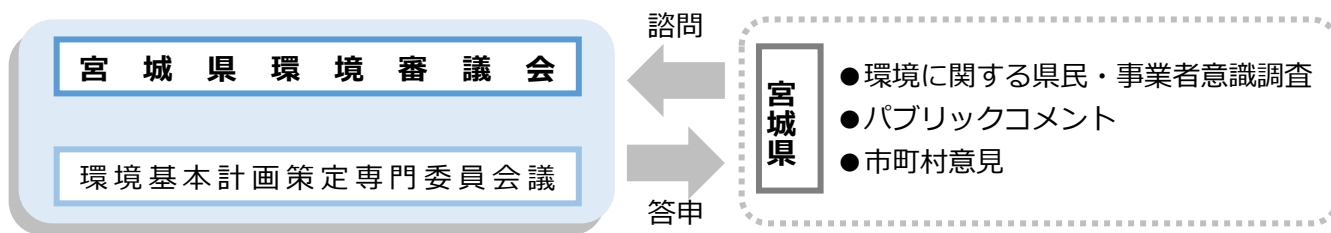
(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

### Ⅲ 宮城県環境基本計画策定の体制等

#### 1 計画策定に係る体制等

##### (1) 計画策定の検討体制



資-図 1：宮城県環境基本計画（第4期）策定の体制

資-表 1：宮城県環境審議会委員名簿

（国の機関を除き、区分ごとに五十音順、敬称略）令和3年3月現在

	分野	氏名	所属・職名	備考
学識者	地球温暖化	青木周司	東北大学名誉教授	
	森林	阿部育子	ストップ温暖化センターみやぎ 副センター長 (宮城県森林インストラクター)	
	環境教育	石澤公明	宮城教育大学名誉教授	
	地形・地質	大月義徳	東北大学大学院理学研究科助教	
	騒音・振動	香野俊一	東北文化学園大学客員教授	
	水質	須藤隆一	特定非営利活動法人環境生態工学研究所理事長	会長
	植生	陶山佳久	東北大学大学院農学研究科教授	
	再生可能エネルギー	土屋範芳	東北大学大学院環境科学研究科長	
	公共政策	萩原なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授	
	環境経済	日引聡	東北大学大学院経済学研究科教授	
	廃棄物	松八重一代	東北大学大学院環境科学研究科教授	
	廃棄物	吉岡敏明	東北大学大学院環境科学研究科教授	副会長
団体推薦	中小企業団体	赤坂泰子	宮城県中小企業団体中央会	
	商工会議所	阿部大輔	仙台商工会議所中小企業支援部課長	
	労働団体	大久優子	連合宮城（宮城交通労働組合青年女性部副部長）	
	民間団体	菊地敏子	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	
	弁護士会	栗原さやか	仙台弁護士会（弁護士）	
	医師会	佐々木悦子	宮城県医師会常任理事（医師）	
	女性団体	澁谷由美子	宮城県各種女性団体連絡協議会監事	
	生活学校連絡協議会	末弘美	宮城県生活学校連絡協議会副会長	
	市長会	菅原茂	宮城県市長会（気仙沼市長）	
国の機関	東北農政局	内川靖	農林水産省東北農政局生産部長	
	東北経済産業局	渡邊政嘉	経済産業省東北経済産業局長	
	東北地方整備局	梅野修一	国土交通省東北地方整備局長	
	東北地方環境事務所	中山隆治	環境省東北地方環境事務所長	

資-表 2：宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員名簿

(五十音順、敬称略) 令和3年3月現在

氏名	所属・職名	備考
青木 周司	東北大学名誉教授	審議会委員
陶山 佳久	東北大学大学院農学研究科教授	審議会委員
谷口 葉子	摂南大学農学部准教授 (前 宮城大学食産業学群准教授)	
鳥羽 妙	尚絅学院大学人文社会学群准教授	
山崎 剛	東北大学大学院理学研究科教授	
山田 一裕	東北工業大学工学部教授	
吉岡 敏明	東北大学大学院環境科学研究科教授	座長 審議会委員

## (2) 計画策定の経過

平成31年3月27日	宮城県環境審議会へ諮問
令和元年8月7日	第1回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議
令和元年8月～9月	環境に関する県民・事業者意識調査
令和元年11月18日	第2回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議
令和2年2月3日	第3回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議
令和2年4月27日	宮城県環境審議会への中間報告
令和2年7月17日～8月17日	中間案に対する意見提出手続（パブリックコメント）及び市町村意見照会
令和2年9月25日	第4回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議
令和2年11月24日	宮城県環境審議会における審議・答申
令和3年2月9日	第5回宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員会議
令和3年2月	宮城県議会に提案
令和3年3月	策定・公表



## IV 環境の概況

## 1 地域特性

## (1) 位置・地勢

宮城県は、東北地方の東南部に位置し、総面積は7,282km<sup>2</sup>で、北は岩手県と秋田県、南は福島県、西は山形県に接し、東は太平洋に面しています。

県の西部には奥羽山脈、東北部には北上山地、南部には阿武隈山地が広がっており、それらに挟まれて、仙台平野や松島丘陵といった中央低地帯が存在しています。

県内には388の河川があり、そのうち、岩手県から南流する北上川、奥羽山脈から東流する鳴瀬川や名取川、福島県から北流する阿武隈川が、それぞれ太平洋に達しています。

海岸線は、石巻市を中心に、リアス式海岸を主体とする北部と砂浜を主体とする南部に分かれており、その海岸線総延長は約830kmに及んでいます。

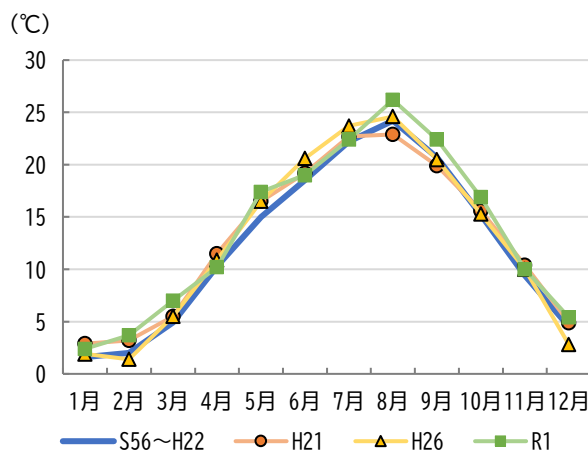


資-図 2：宮城県の地勢図

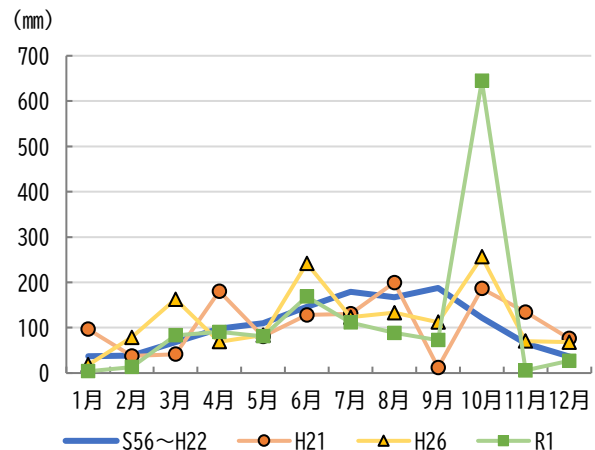
## (2) 気候

宮城県は、太平洋岸型の温帯性湿潤気候に属していますが、平野が広がる東部と山地が多い西部では異なった特性がみられます。東部は、太平洋に面しているため海風が入りやすく、一年を通じて比較的穏やかな気候となっています。一方、奥羽山脈の裾野に当たる西部は、夏の暑さは厳しくありませんが、冬は季節風の影響を受けて降雪量が多くなります。

県の令和元年の平均気温は、昭和56年から平成22年までの30年間の平均気温の平均気温と比べると、3月から5月にかけては約2度上回り、年平均では1.2度上回りました。降水量については、台風などの大雨の影響もあり、昭和56年から平成22年までの30年間の平均よりも多くなりました。



資-図 3：県内の気温の平均値の推移



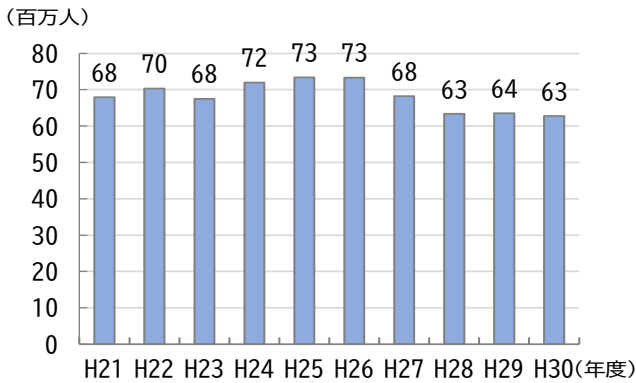
資-図 4：県内の降水量の平均値の推移

出典：気象庁のHP「過去の気象データ検索」（地点：宮城県仙台市）

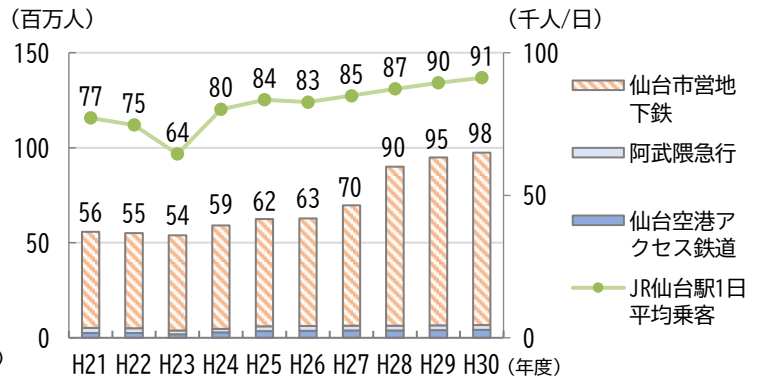
### (3) 交通

#### ① 公共交通機関の利用状況

県内の平成30年度の乗合バス利用者数は6,300万人で、近年減少傾向にあります。一方、県内の鉄道の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度は鉄道全体で9,800万人でした。特に仙台市営地下鉄の利用者が大幅な増加傾向となっています。また、JRの1日当たりの利用者数も増加傾向にあり、平成30年度は9,100人でした。



資-図5: 県内の乗合バス利用者数の推移



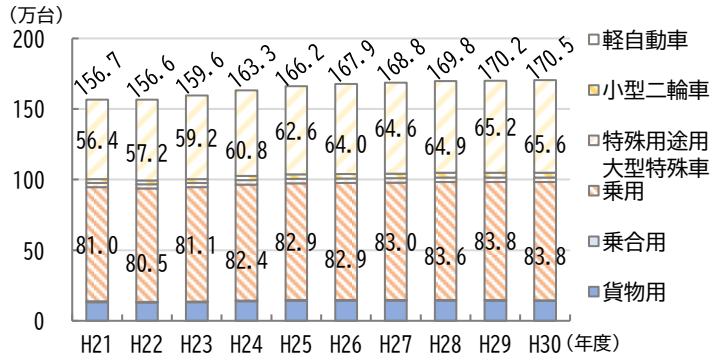
資-図6: 県内の鉄道利用者数の推移

出典:【JR 仙台駅 1 日平均乗客】各駅の乗車人員 (東日本旅客鉄道株),【JR 仙台駅 1 日平均乗客以外】宮城県社会経済白書

#### ② 自動車の利用状況

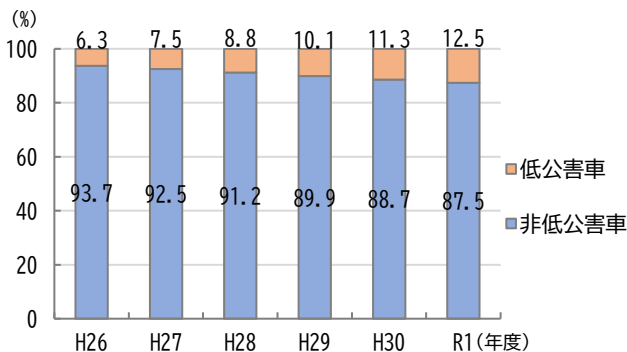
県内の自動車保有台数は増加傾向にあり、平成30年度末は170.5万台でした。乗用車が最も多く83.8万台(49.2%)、次いで軽自動車が65.6万台(38.3%)となりました。

県内の低公害燃料車の割合は増加傾向で、令和元年度で全体の12.5%を占めており、保有台数は21.4万台でした。低公害燃料車はハイブリッド車が最も多く、全体の97%以上を占め、次いでプラグインハイブリッド自動車と電気自動車が多くなっていました。

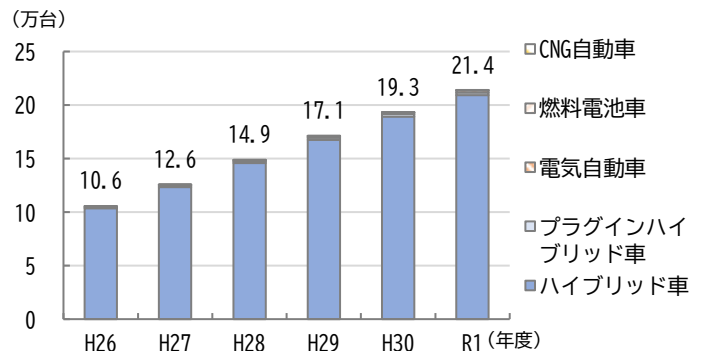


資-図7: 県内の自動車保有台数の推移

出典: 宮城県統計年鑑



資-図8: 県内の低公害燃料車割合の推移



資-図9: 県内の低公害燃料車の内訳

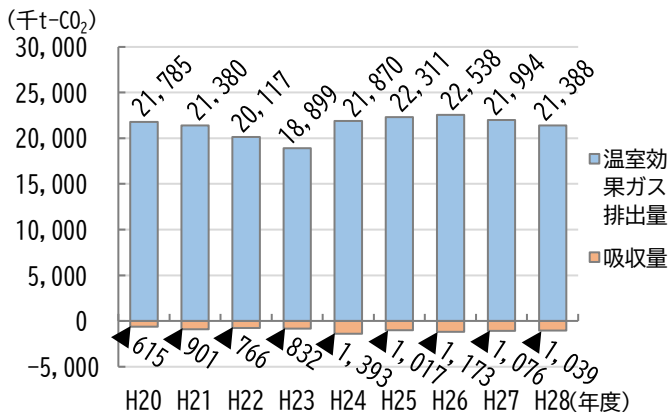
出典: 低公害燃料車の車種別保有台数 ((一社)自動車検査登録情報協会)

## 2 環境情勢

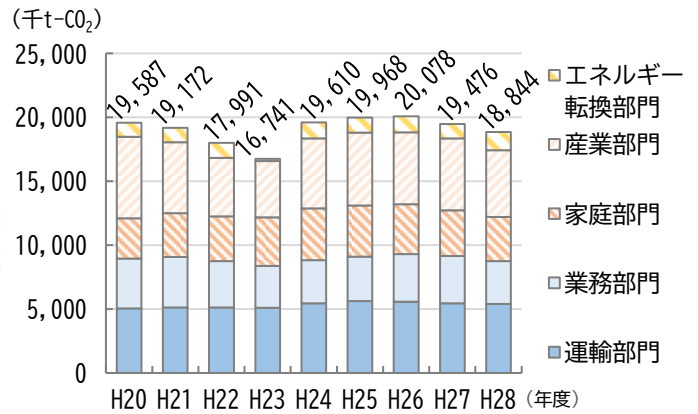
### (1) 温室効果ガス排出量

県内の温室効果ガスの年間排出量は、東日本大震災後に増加し、21,000千t-CO<sub>2</sub>前後で推移していましたが、平成26年度をピークに、その後は減少傾向に転じています。

エネルギー起源二酸化炭素の排出量を部門別に見ると、東日本大震災以前の平成23年度までは減少傾向にあった「産業部門」、及び「エネルギー転換部門」からの排出量が、東日本大震災後の平成24年度に増加しています。そのほかの部門では、大きな変化は見られません。



資-図 10：県内の温室効果ガス排出量・吸収量の推移



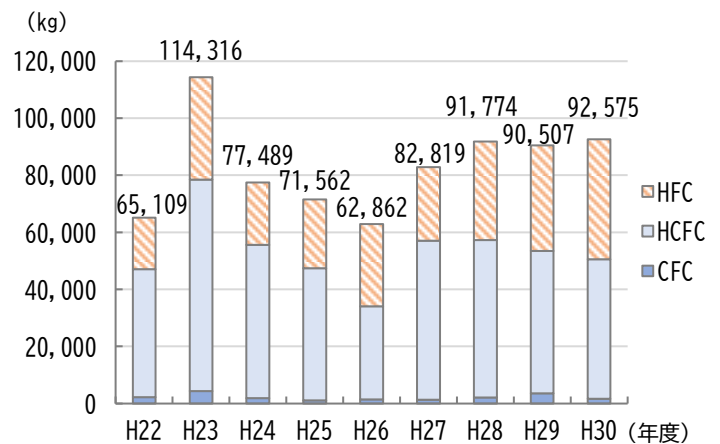
資-図 11：県内の部門別のエネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

出典：宮城県環境白書

### (2) フロン類

県では、強力な温室効果を持つフロン類に対して、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を対象に回収を進めています。

フロン類の回収量は平成23年度を除き60,000kgから70,000kgで推移していましたが、近年は増加傾向にあります。



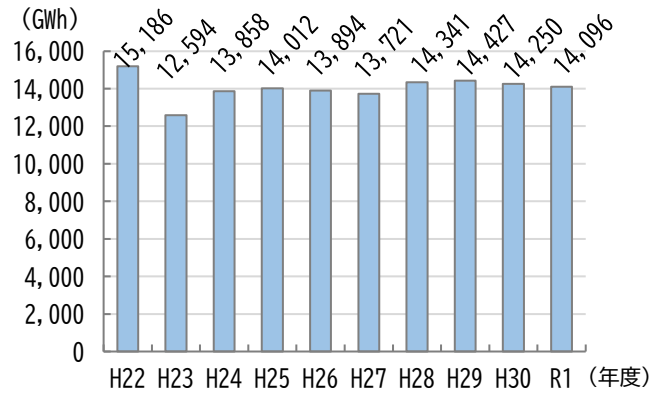
※HFC：ハイドロフルオロカーボン  
 ※HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン  
 ※CFC：クロロフルオロカーボン

資-図 12：県内のフロン類の回収量の推移

出典：宮城県環境白書

### (3) 電力需要

県内の電力需要は、東日本大震災前の平成 22 年度以前は約 15,000GWh(ギガワットアワー)で横ばいとなっていたましたが、東日本大震災後の平成 23 年度に 12,594GWh まで減少しました。その後は微増し、近年は約 14,000GWh 前後で推移しています。

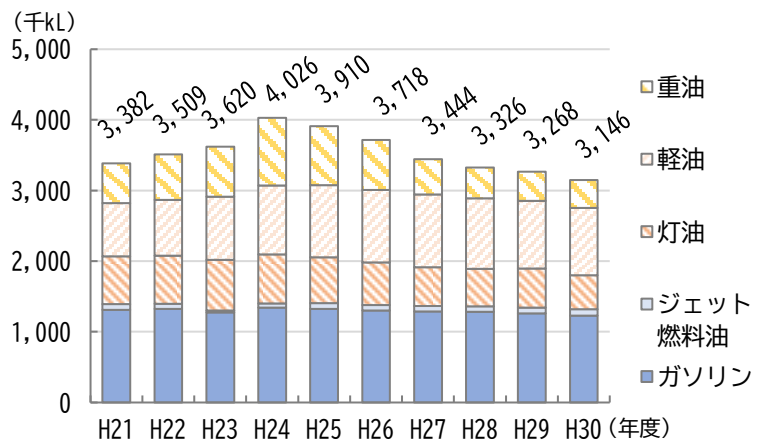


資-図 13：県内の電力需要量の推移  
出典：宮城県社会経済白書、宮城県環境白書

### (4) 石油製品販売量

県内の石油製品販売量は、東日本大震災前の平成 22 年度は約 3,509 千 kL でしたが、東日本大震災後の平成 24 年度に約 4,026 千 kL まで増加しました。しかし、そこから減少傾向となり、平成 30 年度は東日本大震災前よりも少ない 3,146 千 kL でした。

種類別では、重油の増減が大きく、東日本大震災後に販売量が増加した後、減少傾向となり、全体の石油製品販売量に大きく影響しています。ガソリン及びジェット燃料油の販売量はほとんど変化がなく、灯油は微減傾向、軽油は微増傾向となりました。



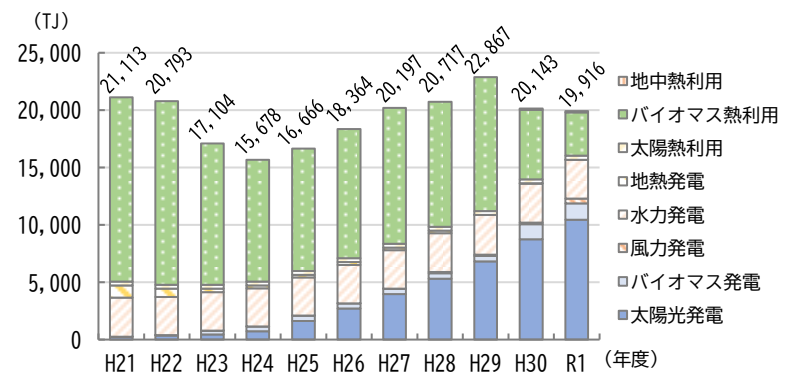
資-図 14：県内の石油製品販売量の推移  
出典：宮城県社会経済白書

### (5) 再生可能エネルギー導入量

県内の再生可能エネルギー導入量は、エネルギーの地産地消を推進するという観点から、平成 30 年 10 月に策定した計画から導入量の算定方法の見直しを行い、算定対象から県外産資源によるものを除くこととしました。

算定方法見直し前(平成 29 年度まで)の導入量は、平成 25 年度から増加傾向となっていました。

算定方法見直し後(平成 30 年度以降)、令和元年度の導入量は 19,916TJ でした。



※県内の再生可能エネルギー導入量は、平成 30 年度から、県内産資源によるものに限定した。(県外産資源によるものを除くこととした。)

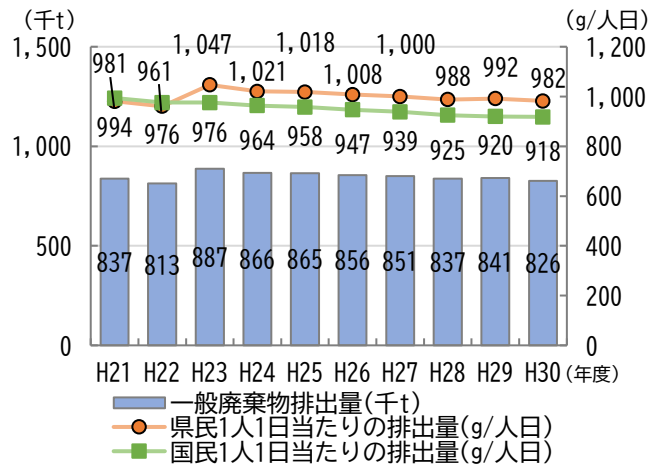
資-図 15：県内の再生可能エネルギー導入量の推移  
(本文 18 ページ図 7 再掲)

(6) 一般廃棄物

a. 排出量

県内の一般廃棄物排出量は、平成 22 年度までは減少傾向にありましたが、東日本大震災後の平成 23 年度に増加しました。その後は減少傾向を示し、平成 30 年度は 826 千 t でした。

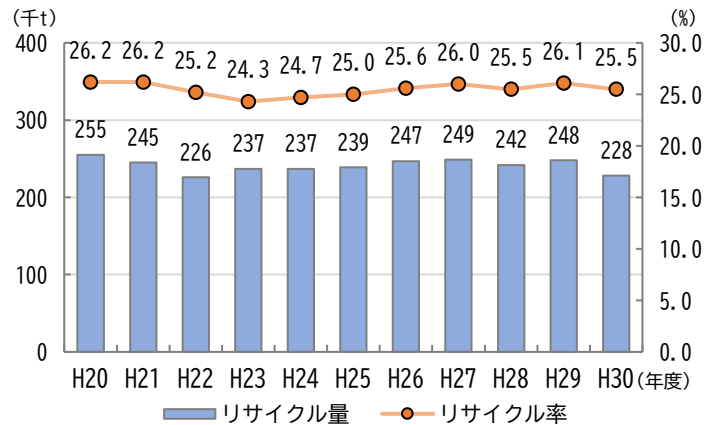
県民 1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 22 年度までは減少傾向にありましたが、東日本大震災後の平成 23 年度に増加し、その後は減少傾向を示しているものの、平成 30 年度は 982g/人日でした。



資-図 16：県内の一般廃棄物排出量および  
県民 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移  
出典：宮城県環境白書

b. リサイクル率

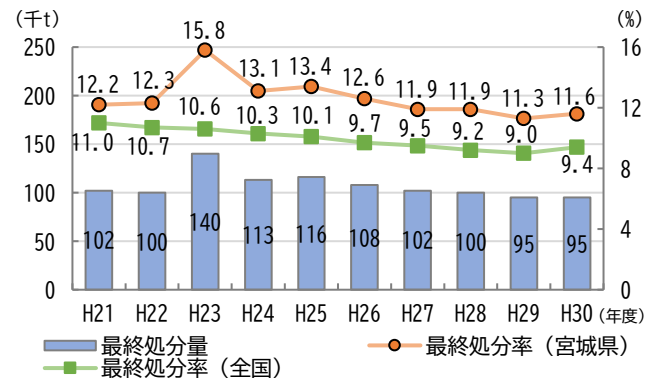
県内の一般廃棄物リサイクル率（民間含む。）は、おおむね横ばいで推移していますが、平成 30 年度は 25.5%と、前年度より減少しました。



※市町村を経由しない事業者によるリサイクル量を含めた数値です。  
資-図 17：県内の一般廃棄物のリサイクル量・率の推移  
出典：宮城県環境白書

c. 最終処分率

県内の一般廃棄物最終処分率は、東日本大震災後の平成 23 年度に大きく増加しましたが、その後は減少傾向を示し、平成 30 年度は 11.6%でした。

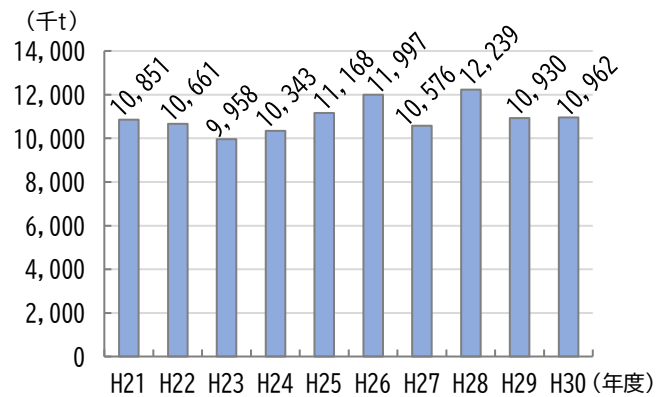


資-図 18：県内の一般廃棄物の最終処分量・率の推移  
出典：宮城県環境白書

## (7) 産業廃棄物

### a. 排出量

県内の産業廃棄物排出量は、平成 22 年度までは減少傾向でしたが、東日本大震災後、復旧工事等により排出量が増加しました。平成 28 年度をピークに、以降は復旧・復興事業による排出は落ち着きが見られますが、復旧した工場・事業場の産業活動が活発化しており、平成 30 年度は 10,962 千 t と、東日本大震災前に比べ依然として排出量が多い状況が続いています。



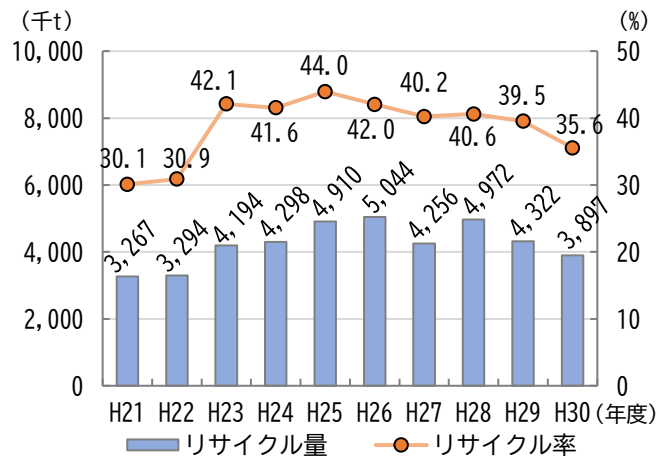
資-図 19：県内の産業廃棄物排出量の推移  
(本文 29 ページ図 18 再掲)

出典：宮城県環境白書

### b. リサイクル率

県内の産業廃棄物リサイクル率は、東日本大震災後に大きく増加し、平成 23 年度に 42.1%となりました。その後、減少傾向を示し、平成 30 年度で 35.6%でした。

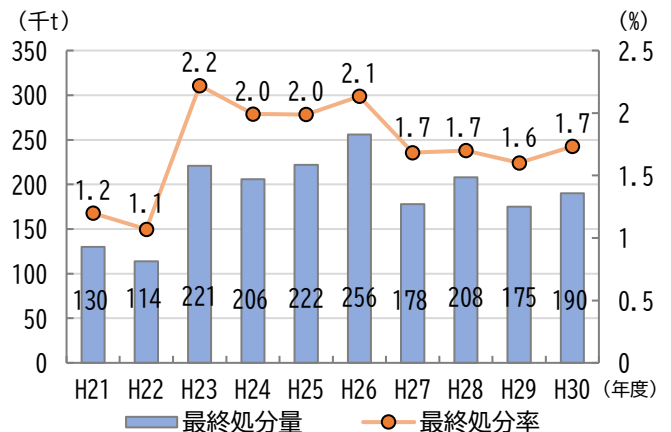
復旧・復興事業の落ち着きとともに、比較的リサイクル率の高いがれき類の排出量が少なくなり、全体のリサイクル率が低下しています。



資-図 20：県内の産業廃棄物のリサイクル量・率の推移  
出典：宮城県環境白書

### c. 最終処分率

県内の産業廃棄物最終処分率は、東日本大震災後に大きく増加し、平成 23 年度に 2.2%でした。その後、減少傾向を示しているものの、平成 30 年度は 1.7%でした。



資-図 21：県内の産業廃棄物の最終処分量・率の推移  
出典：宮城県環境白書

## (8) 保全地域

## a. 自然公園

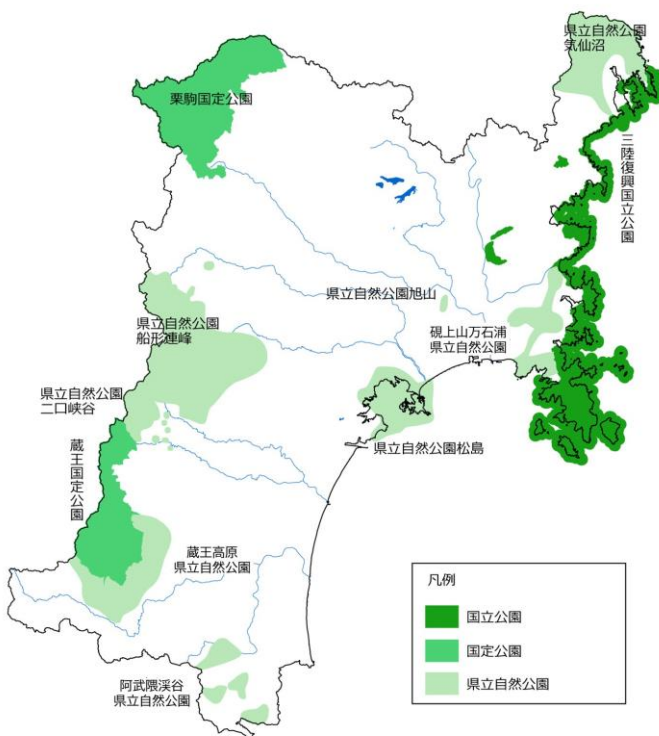
県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に、自然公園法に基づく国立公園と国定公園、および県立自然公園条例に基づく県立自然公園が指定されています。国立公園と国定公園は環境大臣が、県立自然公園は知事が指定します。

令和元年度の指定状況は、国立公園が1か所 14,884ha、国定公園が2か所 50,273ha、県立自然公園が8か所 106,044haで、計11か所 171,201ha(県土面積の約23.5%)でした。

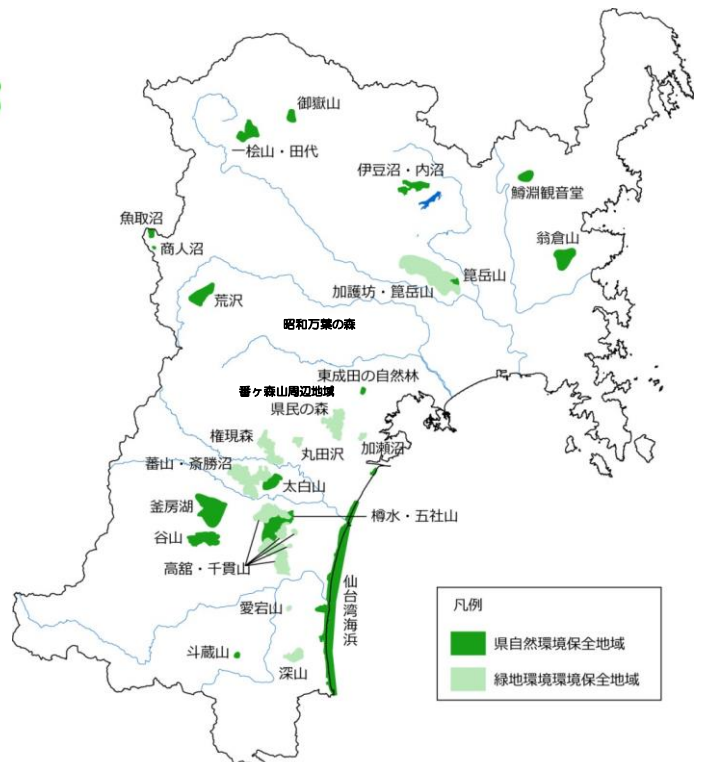
## b. 県自然環境保全地域、緑地環境保全地域

県では、優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定しています。

令和元年度の指定状況は、県自然環境保全地域が16地域 8,574ha、緑地環境保全地域が11地域 10,923haで、計27地域 19,497ha(県土面積の約2.6%)でした。



資-図 22：県内の自然公園位置図

資-図 23：県内の県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図  
出典：宮城県環境白書

## (9) 動植物

県の動植物相の分布帯は、大きく分けて「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地帯）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」、「海岸帯（沿岸地域）」の4つに分かれています。

「高山帯・亜高山帯」は、標高が約 1,200m を超える山岳地帯で、高山帯ではハイマツなどの低木が、亜高山帯では常緑針葉樹林あるいは落葉低木林が広がっています。奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観や、多様な野生生物が生息していることから、国定公園や県立自然公園などに指定されています。

「山地帯」は標高が約 300～1,200m の山腹で、主にブナ林が成立しています。ツキノワグマやニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類や、イヌワシやクマタカなどの猛禽類が生息しています。

「丘陵」帯には、コナラ・クリの二次林やスギ・アカマツの人工林と農耕地が混在した里地里山が広がっています。また、「平野帯」には水田や畑地が広がっているほか、ラムサール条約湿地が存在し、冬季にはハクチョウやガン・カモ類などの多数の水鳥が渡来します。

「海岸帯」は、複雑で断崖の多いリアス式海岸と（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）、土砂が海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されています。海岸植物や砂浜植物などの特徴的な植生があるほか、砂浜海岸には干潟が点在しており、多様な動植物が生息しています。

## (10) 天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質・鉱物等のうち、学術上貴重で、国の自然を記念するものについては、文化財保護法や文化財保護条例に基づき、天然記念物に指定されます。

県では、令和元年度において、動物 12 件（国 7 件、県 1 件、市町村 4 件）、植物 249 件（国 15 件、県 28 件、市町村 206 件）、地質・鉱物 14 件（国 6 件、県 3 件、市町村 5 件）の計 275 件が天然記念物に指定されています。

近年では、国の天然記念物として十八鳴浜及び九九鳴き浜が平成 23 年に、県の天然記念物として月観の松及び称名寺のスタジイが平成 22 年に指定されました。



## (11) 希少動植物

県では、生物多様性の保全を図るため、県の野生動植物の現状を把握し、緊急保護が必要な野生動植物種があれば広く周知できるよう、宮城県レッドリストを作成しています。

宮城県レッドリストは平成 13 年に初版を発行しており、その後、自然環境の変化を踏まえた 2013 年版を平成 25 年（東日本大震災前の基準で改定）に、東日本大震災後の状況の一部を反映させた 2016 年版（最新版）を平成 28 年に発行しました。

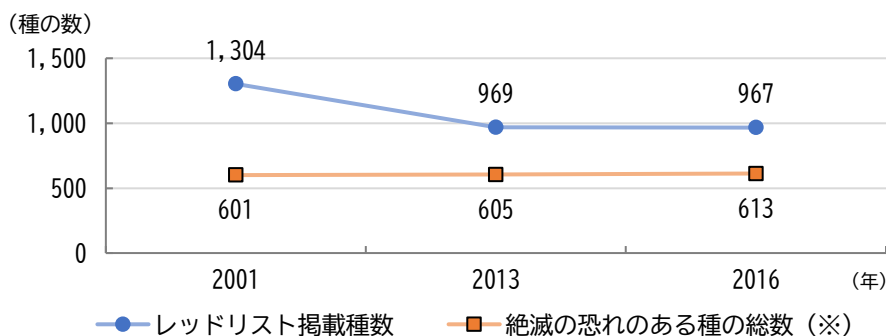
最新のレッドリストである 2016 年版には、植物が 555 種と動物が 412 種で合計 967 種、植物群落が 182 群落掲載されました。過去のリストと比較すると、レッドリスト掲載数は減ってきていますが、絶滅の恐れがある種の総数（「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」、「壊滅状態」、「壊滅危惧」の合計）には大きな変化がない状況となっています。

資-表 3：宮城県レッドリスト（2016 年版）の動植物・植物群落の内訳

区分	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	要注目種	対象種数
藓苔類			27	8	1	6			42
維管束植物	15	1	206	158	84	10		39	513
植物計	15	1	233	166	85	16		39	555
哺乳類	2		3	5	3	3	1	2	19
鳥類			7	15	16	2	1	16	57
爬虫類						5			5
両生類					5		2	1	8
汽水・淡水魚類			9	6	9	4			28
昆虫類	5		35	39	78	57			214
海岸地域の無脊椎動物類			4	16	21	23		6	70
淡水産貝類			3	2	2	4			11
動物計	7		61	83	134	98	4	25	412
合計	22	1	294	249	219	114	4	64	967

区分	壊滅	壊滅状態	壊滅危惧	破壊危惧	要注意	情報不足	対象数
植物群落	単一群落	3	15	23	41	38	120
	群落複合	3	14	18	15	12	62
合計	6	29	41	56	50	0	182

出典：宮城県レッドデータブック 2016



※「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」、「壊滅状態」、「壊滅危惧」の合計となります。

資-図 24：宮城県レッドリスト掲載種数・絶滅の恐れのある種数の推移

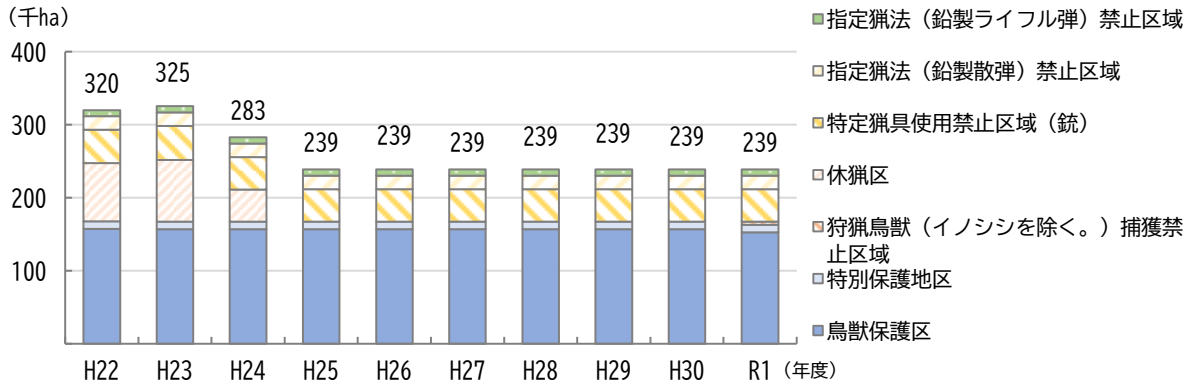
出典：【2001, 2013】宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2013 年版-別表

【2016】宮城県レッドデータブック 2016

## (12) 鳥獣保護区

県では、鳥獣の適正な保護・繁殖のため、鳥獣保護区等の区域設定を行っています。平成30年度の保護区の合計面積は239千haでした。

近年は、休猟区の指定が解除された以外、鳥獣保護区等の面積にはほとんど変化がない状態となっています。



資-図 25：県内の鳥獣保護区等の面積の推移

出典：宮城県環境白書

## (13) 有害鳥獣

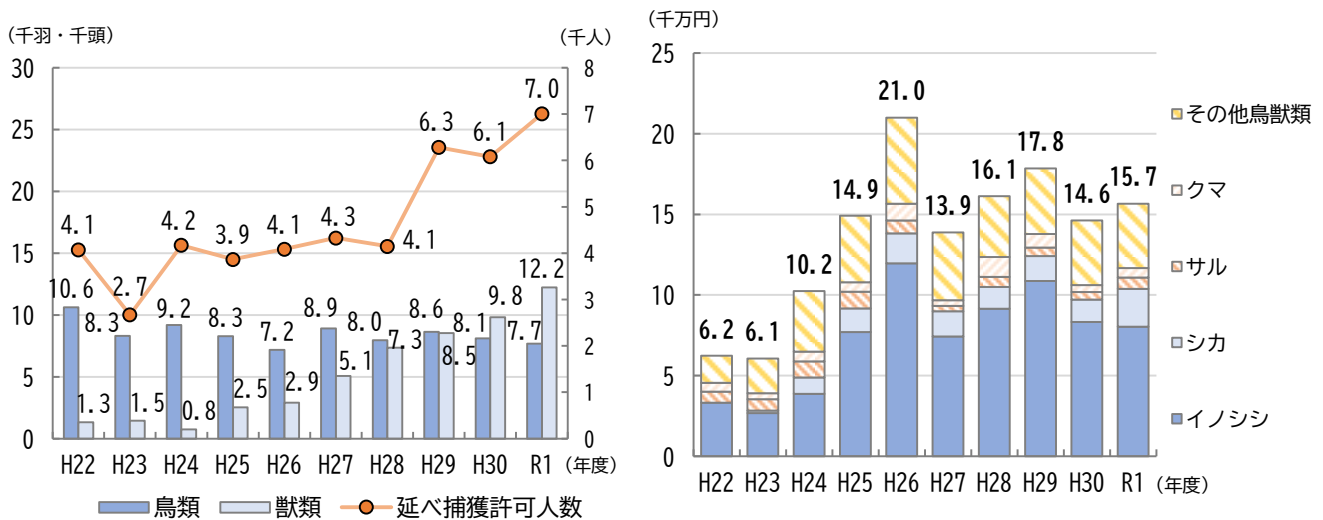
地球温暖化等を背景に、野生鳥獣の生息域が拡大しています。

県内の有害鳥獣捕獲数は、近年、鳥類(カラス類、カモ類、スズメ類等)の捕獲数が減少しているのに対して、獣類(ニホンシカ、イノシシ、ツキノワグマ等)の捕獲数が大きく増加しました。

鳥類は、平成21年度では約12,000羽だったものが平成30年度では約8,100羽と約3割減りましたが、獣類は、平成21年度では約1,000頭だったものが平成30年度では約9,800頭と、約10倍に増加しました。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成24年度以降増加しており、令和元年度は1.56億円でした。このうち、イノシシによる被害額が大半を占めています。

また、ニホンシカについては、植栽木や樹皮などへの食害によって、再造林や森林整備に支障を及ぼすほか、下層植生の消失による森林生態系への影響や、土壌流出による森林の保水機能の低下などの問題が生じています。



資-図 26：県内の有害鳥獣捕獲状況の推移

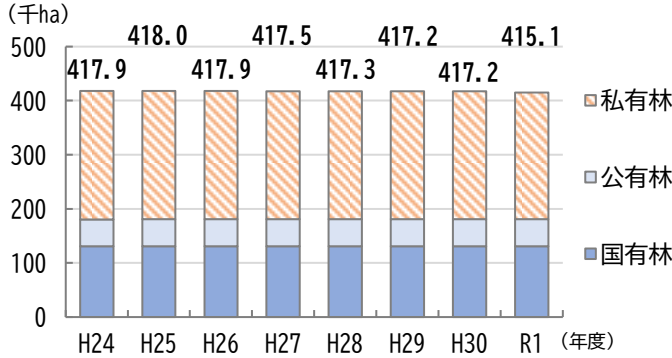
出典：宮城県環境白書 資料編

資-図 27：県内の野生鳥獣による農作物被害額の推移

出典：野生鳥獣による農作物被害額の推移(宮城県)

(14) 森林

県内の森林面積は横ばいで推移していますが、近年わずかに減少してきています。



資-図 28：森林面積の推移  
出典：みやぎの森林・林業のすがた

(15) 河川

県には大小様々な河川があり、平成 29 年 4 月時点での河川数は 388 河川で、総延長は 2,574km となっています。

なお、河川の大半は、一級河川である「阿武隈川水系」「名取川水系」「鳴瀬川水系」「北上川水系」に属しています。

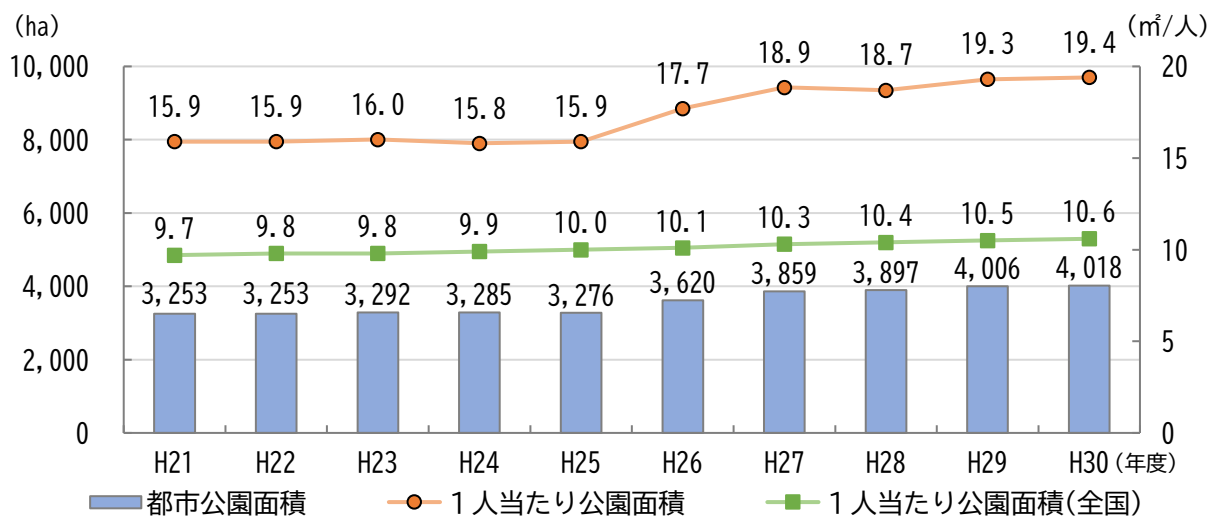


資-図 29：宮城県の主要な河川

## (16) 都市公園

県内の都市公園面積は、近年増加傾向にあり、平成21年度では3,253haでしたが、平成30年度には4,018haとなりました。

1人当たり公園面積も同様に増加傾向で、平成30年度には、全国平均の約2倍である19.4m<sup>2</sup>/人となりました。



資-図 30：県内の公園面積の推移

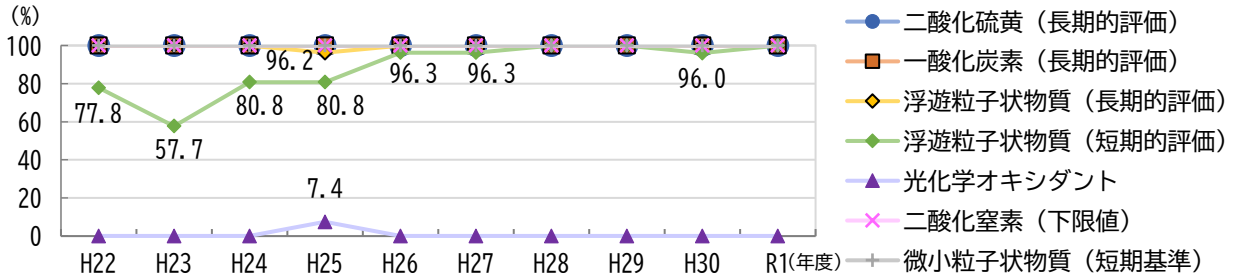
出典：宮城県環境白書

(17) 大気環境測定局の環境基準達成状況

県内の一般環境大気測定局の環境基準達成率は、「二酸化硫黄」、「一酸化炭素」、「二酸化窒素」及び「微小粒子状物質」では100%で推移しています。

「浮遊粒子状物質」の環境基準達成率は、短期的評価において、平成23年度に57.7%と低下しましたが、その後は改善傾向で、近年はおおむね100%で推移しています。

一方、「光化学オキシダント」はほぼ全ての年度と測定局で未達成となっています。



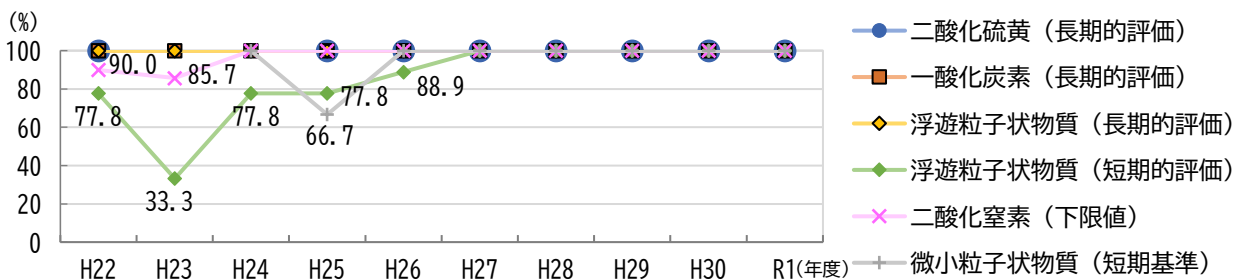
	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率
二酸化硫黄 (長期的評価)	11局	100%	9局	100%	10局	100%	9局	100%	10局	100%	10局	100%	10局	100%	11局	100%	12局	100%	11局	100%
二酸化硫黄 (短期的評価)	11局	100%	10局	100%	10局	100%	9局	100%	10局	100%	10局	100%	10局	100%	10局	100%	12局	100%	12局	100%
一酸化炭素 (長期的評価)	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%
一酸化炭素 (短期的評価)	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%
浮遊粒子状物質 (長期的評価)	27局	100%	23局	100%	23局	100%	25局	96.2%	25局	100%	27局	100%	26局	100%	27局	100%	27局	100%	26局	100%
浮遊粒子状物質 (短期的評価)	21局	77.8%	15局	57.7%	21局	80.8%	21局	80.8%	26局	96.3%	26局	96.3%	27局	100%	27局	100%	26局	96.0%	27局	100%
光化学オキシダント	0局	0%	0局	0%	0局	0%	2局	7.4%	0局	0%	0局	0%	0局	0%	0局	0%	0局	0%	0局	0%
二酸化窒素 (上限値)	26局	100%	22局	100%	23局	100%	24局	100%	24局	100%	26局	100%	25局	100%	25局	100%	26局	100%	25局	100%
二酸化窒素 (下限値)	26局	100%	22局	100%	23局	100%	24局	100%	24局	100%	26局	100%	25局	100%	25局	100%	26局	100%	25局	100%
微小粒子状物質 (短期基準)	1局	100%	1局	100%	1局	100%	3局	100%	4局	100%	13局	100%	14局	100%	19局	100%	19局	100%	21局	100%
微小粒子状物質 (長期基準)	1局	100%	1局	100%	1局	100%	3局	100%	4局	100%	13局	100%	14局	100%	19局	100%	19局	100%	21局	100%

資-図 31：県内の一般環境大気測定局の環境基準達成状況の推移 (有効測定局に対する達成状況)

出典：宮城県環境白書

県内の自動車排ガス測定局の環境基準達成率は、「二酸化硫黄」及び「一酸化炭素」では100%で推移しています。

「二酸化窒素」、「浮遊粒子状物質」及び「微小粒子状物質」の環境基準達成率は、平成27年度以前は30~70%前後に低下したこともありますが、その後は改善傾向で、近年は100%で推移しています。



	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率	達成局数	達成率
二酸化硫黄 (長期的評価)	1局	100%	-	-	-	-	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%
二酸化硫黄 (短期的評価)	1局	100%	-	-	-	-	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%	1局	100%
一酸化炭素 (長期的評価)	2局	100%	2局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%
一酸化炭素 (短期的評価)	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%
浮遊粒子状物質 (長期的評価)	9局	100%	8局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%
浮遊粒子状物質 (短期的評価)	7局	77.8%	3局	33.3%	7局	77.8%	7局	77.8%	8局	88.9%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%
光化学オキシダント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二酸化窒素 (上限値)	10局	100%	7局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%
二酸化窒素 (下限値)	9局	90.0%	6局	85.7%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%	9局	100%
微小粒子状物質 (短期基準)	-	-	2局	100%	3局	100%	3局	100%	3局	100%	6局	100%	5局	100%	4局	100%	4局	100%	4局	100%
微小粒子状物質 (長期基準)	-	-	2局	100%	3局	100%	2局	66.7%	3局	100%	6局	100%	5局	100%	4局	100%	4局	100%	4局	100%

※微小粒子状物質は、平成22年度は有効測定局がありませんでした。また、光化学オキシダントは測定していません。

資-図 32：県内の自動車排ガス測定局の環境基準達成状況の推移 (有効測定局に対する達成状況)

出典：宮城県環境白書

### (18) 有害大気汚染物質

県内の有害大気汚染物質は、環境省により人への健康リスクがある程度高いと指定されている23の優先取組物質のうち、21種類について測定しています。令和元年度では、環境基準値又は指針値が設定されている13物質全てで、基準を達成しました。

資-表 4：県内の測定対象有害大気汚染物質と測定結果（令和元年度）

基準等区分	物質種類	物質名	測定地点数	年平均値の範囲 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	基準（指針）値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
環境基準設定物質	炭化水素系	ベンゼン	8	0.34 ~ 0.84	3
		トリクロロエチレン	8	0.014 ~ 0.140	130
		テトラクロロエチレン	8	0.009 ~ 0.090	200
		ジクロロメタン	8	0.61 ~ 1.4	150
指針値設定物質	炭化水素系	アクリロニトリル	8	0.0100 ~ 0.400	2
		塩化ビニルモノマー	8	0.003 ~ 0.022	10
		クロロホルム	8	0.11 ~ 0.27	18
		1,2-ジクロロエタン	8	0.09 ~ 0.13	1.6
		1,3-ブタジエン	8	0.007 ~ 0.12	2.5
	重金属類	水銀及びその化合物	8	0.0014 ~ 0.0016	0.04
		ニッケル化合物	8	0.0006 ~ 0.0027	0.025
		ヒ素及びその化合物	8	0.0009 ~ 0.0022	0.006
その他の物質	アルデヒド類	アセトアルデヒド	8	1.2 ~ 2.4	—
		ホルムアルデヒド	8	1.6 ~ 3.9	—
	重金属類	バリリウム及びその化合物	8	0.000009 ~ 0.000016	—
		クロム及びその化合物	8	0.000900 ~ 0.0031	—
	多環芳香族類	ベンゾ[a]ピレン	8	0.000031 ~ 0.00012	—
	その他	酸化エチレン	8	0.043 ~ 0.088	—
		塩化メチル	8	1.1 ~ 1.3	—
		トルエン	8	0.66 ~ 280	—

出典：宮城県環境白書

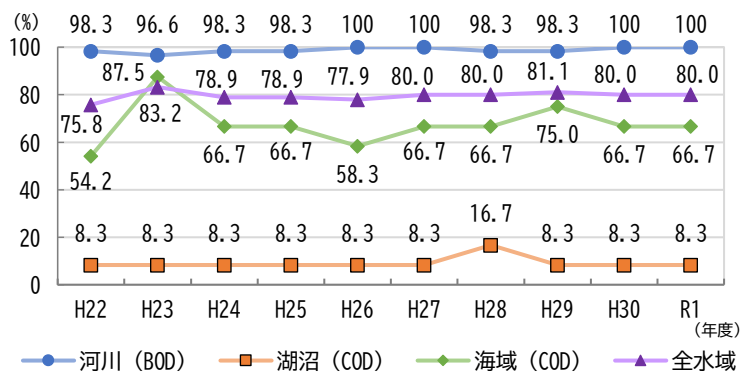
### (19) 公共用水域の環境基準達成状況

公共用水域の有機汚濁の指標となるBOD（河川）、COD（湖沼、海域）の環境基準達成率は、河川でおおむね100%で推移しており、令和元年度は100%でした。

海域の達成率はおおむね6割前後で推移しており、令和元年度は66.7%でした。

湖沼の達成率はおおむね10%以下で推移しており、令和元年度は8.3%でした。

全水域でみると、令和元年度の達成率は80.0%でした。



資-図 33：県内の公共用水域におけるBOD、CODの環境基準達成率の推移

出典：宮城県環境白書

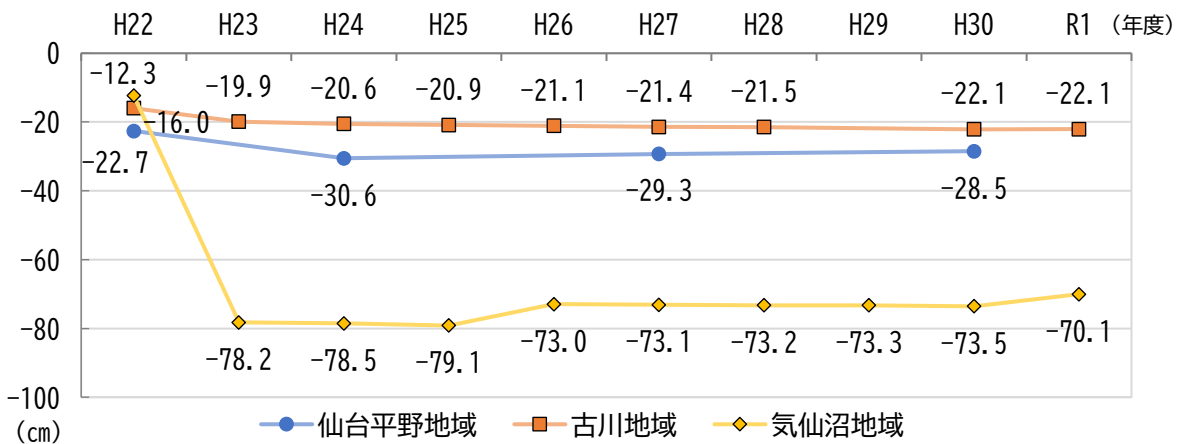
## (20) 土壌汚染

県内の土壌環境は、環境基準を超えるレベルではありませんが、「二迫川地域」及び「小原・赤井畑地域」で、生産された農産物からカドミウムが確認されました。県では、このような地域も土壌汚染地域と捉えており、出穂期における湛水管理などの対策を進めています。

## (21) 地盤沈下

県内の地盤沈下は、沈下の傾向がみられる3点を計測しており、「仙台平野地域」と「気仙沼地域」では、東日本大震災の影響を受けて大きな地盤沈下が起きました。

東日本大震災以外での地盤沈下はほとんど見られず、横ばいで推移しています。



※仙台平野地域は平成24年度より3年おきの測定となっています。また、平成24年度以降は以前と調査方法が異なるため、参考値となっています。

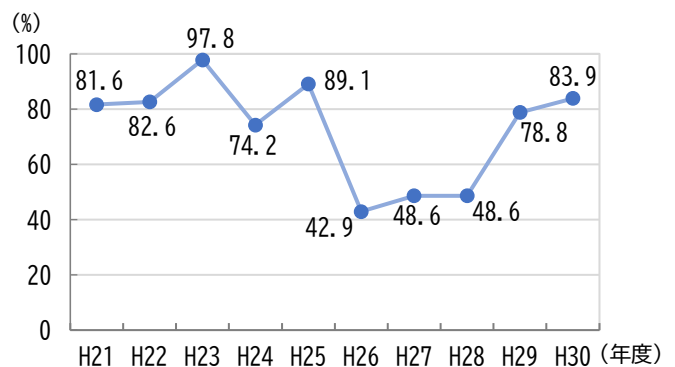
※古川地域の平成29年度は欠測となっています。

資-図 34：県内の各地域の平均沈下量（累積）の推移

出典：宮城県環境白書

## (22) 一般環境騒音

県内の一般環境騒音の環境基準達成率は、平成26年度から平成28年度にかけて50%を下回ったものの、その後改善し、平成30年度は83.9%でした。



資-図 35：県内の一般環境騒音の環境基準達成状況の推移

出典：宮城県環境白書

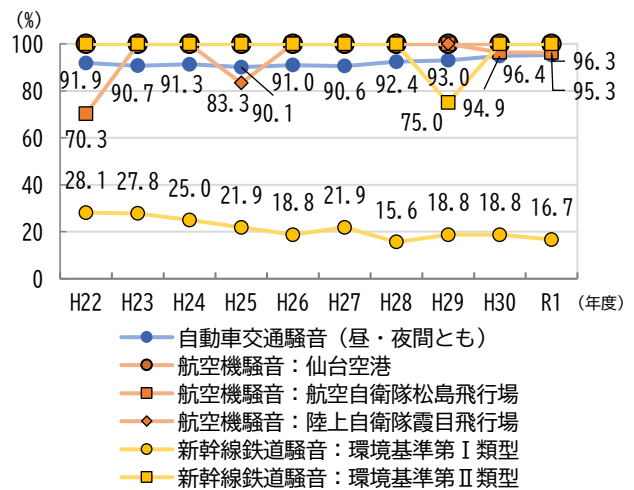
騒音規制法施行状況調査報告書（環境省）

### (23) 自動車交通騒音，航空機騒音，新幹線騒音

県内の自動車交通騒音の環境基準達成率は、90%台で推移してきましたが、近年改善傾向にあり、令和元年度は95.3%でした。

県内の航空機騒音の環境基準達成率はおおむね100%で推移しています。

県内の新幹線騒音の環境基準達成率は、第Ⅰ類型は経年的にみると低下傾向にあり、令和元年度は16.7%でした。第Ⅱ類型はほぼ100%で推移しています。



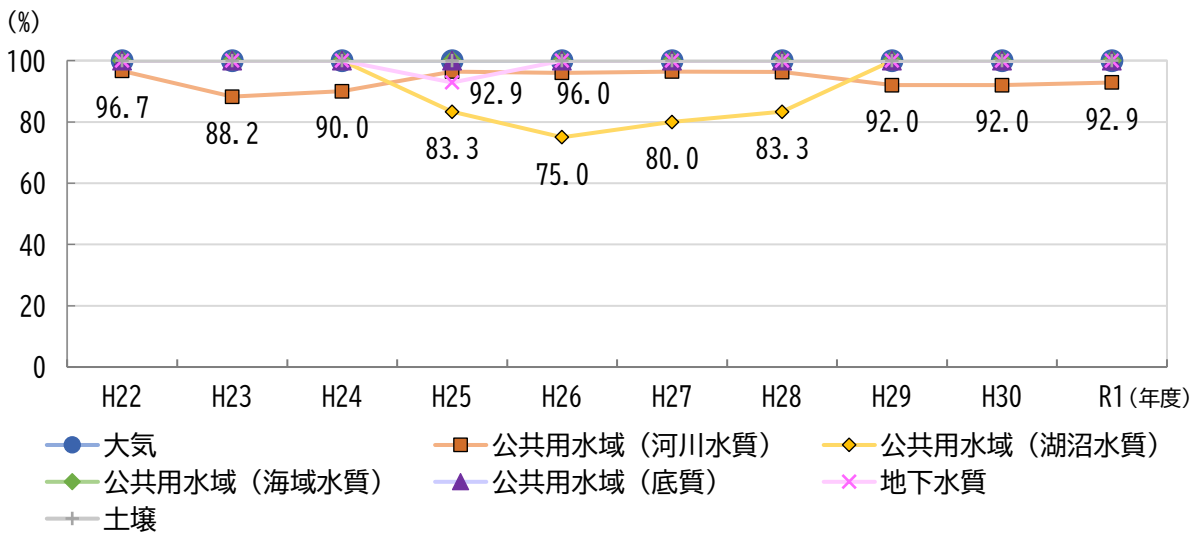
資-図 36：県内の自動車交通騒音，航空機騒音，新幹線騒音の環境基準達成状況の推移

出典：宮城県環境白書

### (24) ダイオキシン類

県内のダイオキシン類の環境基準達成率は、「大気」，「公共用水域（海域水質）」，「公共用水域（底質）」，「地下水質」及び「土壌」でおおむね100%で推移しています。

一方，「公共用水域（河川水質）」と「公共用水域（湖沼水質）」は、ほとんどの地点で基準を達成しているものの、一部の地点で環境基準未達成となっています。



資-図 37：県内のダイオキシン類の環境基準達成状況の推移

出典：宮城県環境白書



## (25) 大規模開発

県土の無秩序な開発を防止し、自然と調和した地域社会の発展に資することを目的として、昭和51年に大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）を制定し、面積が20ha以上の一定の開発行為に関して必要な基準を定めるとともに、事業者に対し、その遵守を指導しています。

近年、県内の大規模開発行為の実施状況は、ゴルフ場や住宅団地などの開発が減り、太陽光発電施設の設置が増加しています。

資-表 5：県内の大規模開発行為の実施状況（令和元年度）

	開発完了		開発中		合計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住宅団地	35	2,671	2	359	37	3,030
別荘地	1	21			1	21
工業団地	4	215			4	215
ゴルフ場	23	2,634	1	248	24	2,882
レジャーランド	6	495	2	203	8	698
教育施設	2	49	1	44	3	93
その他	12	853	16	912	28	1,765
合計	83	6,938	22	1,766	105	8,704

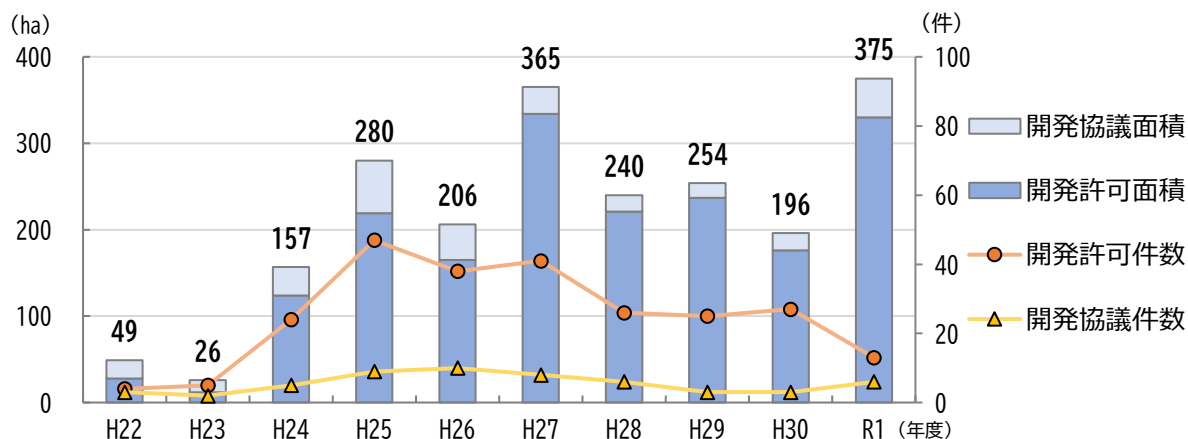
※「その他」には太陽光発電施設が含まれています。

出典：宮城県環境白書

## (26) 林地開発

県は、森林の無秩序な開発を規制し、適正な利用を確保するため、1haを超える開発行為には知事の許可が必要となる林地開発許可制度を定めています。

県内の林地開発状況は、東日本大震災後の平成24年度から開発許可・協議の面積が急激に増加しており、令和元年度の林地開発許可・協議面積の合計は375haでした。



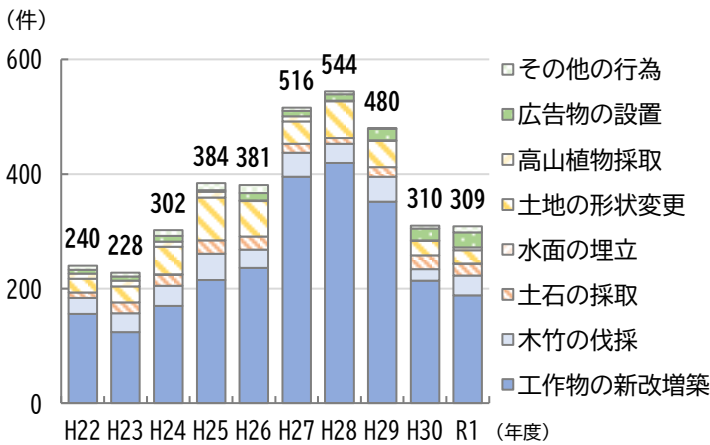
資-図 38：県内の林地開発許可・協議状況の推移

出典：宮城県環境白書

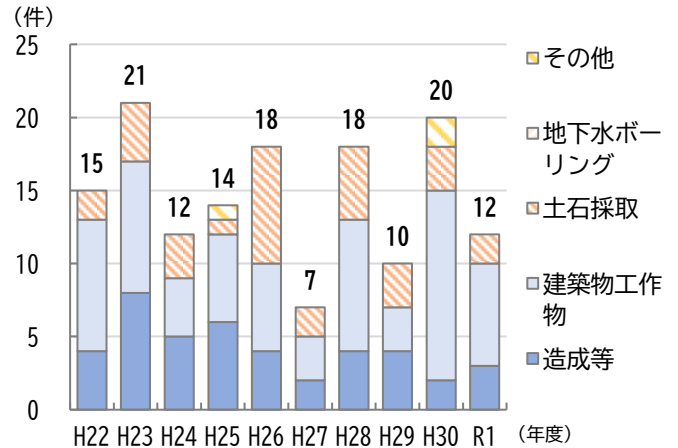
## (27) 指定地域の届出

県は、自然環境の保全のために、自然公園及び県自然環境保全地域・緑地環境保全地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けています。

県内の令和元年度の自然公園内の許可・届出は 309 件、県自然環境保全地域・緑地環境保全地域内での許可・届出は 12 件でした。



資-図 39：県内の自然公園内の許可・届出数の推移

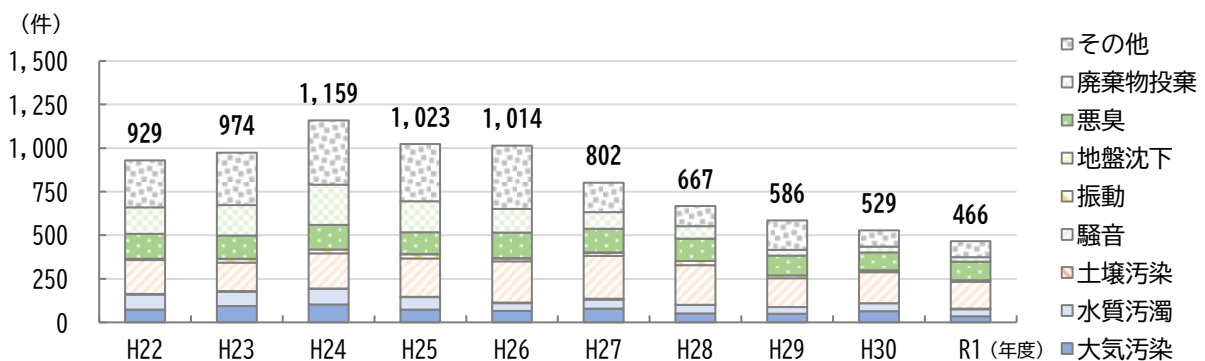


資-図 40：県自然環境保全地域・緑地環境保全地域内の許可・届出数の推移  
出典：宮城県環境白書

## (28) 公害苦情

県内の公害苦情件数は、経年的にみると減少傾向にあり、平成 22 年度では 929 件でしたが、令和元年度では約半分の 466 件でした。

苦情の内訳を見ると、「廃棄物投棄」、「大気汚染」及び「水質汚濁」については減少傾向であり、「騒音」の苦情は近年横ばい傾向、「悪臭」の苦情は近年減少傾向でした。



資-図 41：県内の公害苦情の推移

出典：公害苦情調査結果報告書（宮城県）

## V 県民・事業者意識調査結果

### 1 調査の趣旨

宮城県環境基本計画（第4期）の策定に当たり、県の環境の現状や環境政策・施策等に係る県民及び事業者の意識を調査し、今後の方向性を検討する際の参考とするため、令和元年8月から9月にかけて実施しました。

### 2 調査の概要

区分	県民意識調査	事業者意識調査
調査対象	●宮城県に居住する18歳以上の2,000人 ※住民基本台帳から無作為抽出	●宮城県に所在する800事業所 ※国税庁及びNTTタウンページ株式会社のデータから無作為抽出
回収率	●40.7%（813人）	●31.9%（255事業所）
調査方法	●郵送により調査票を配布し、郵送又はWEBにより回答いただき、集計	
主な調査項目	(1)回答者について (2)宮城県の環境に関する各分野の満足度・重要度 (3)特に関心を持っている環境問題 (4)10年前と比べた宮城県の環境 (5)普段行っている環境への配慮行動 (6)事業者の環境保全活動の取組について (7)一人ひとりが自主的に環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援 (8)宮城県の環境の将来像・宮城県の環境の将来像を実現していくための社会の在り方	(1)回答者について (2)経営方針における環境保全に関する項目 (3)環境への取組の位置付け (4)環境対策の実施状況 (5)事業所の事業にとって環境ビジネスが今後重要となるか、環境ビジネスの進展のために行政に期待する支援 (6)環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援 (7)宮城県の環境の将来像を実現するための社会の在り方

〔調査結果の見方〕

○比率は百分率で、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

○無回答は集計から除外しているため、回収数と設問ごとの回答数は異なる場合があります。

### 3 県民意識調査結果の概要

#### (1) 回答者について

回答者の居住地は、調査対象とした18歳以上の県民の居住地の割合とほぼ同様で、地域の状況を反映できました。また、回答者の半数以上が「現在の地域に15年以上居住」していました。年齢別に見ると、「10代・20代」の回答が少なく、「40代・50代」の回答が多くなっていました。

#### (2) 宮城県の環境に関する各分野の満足度・重要度

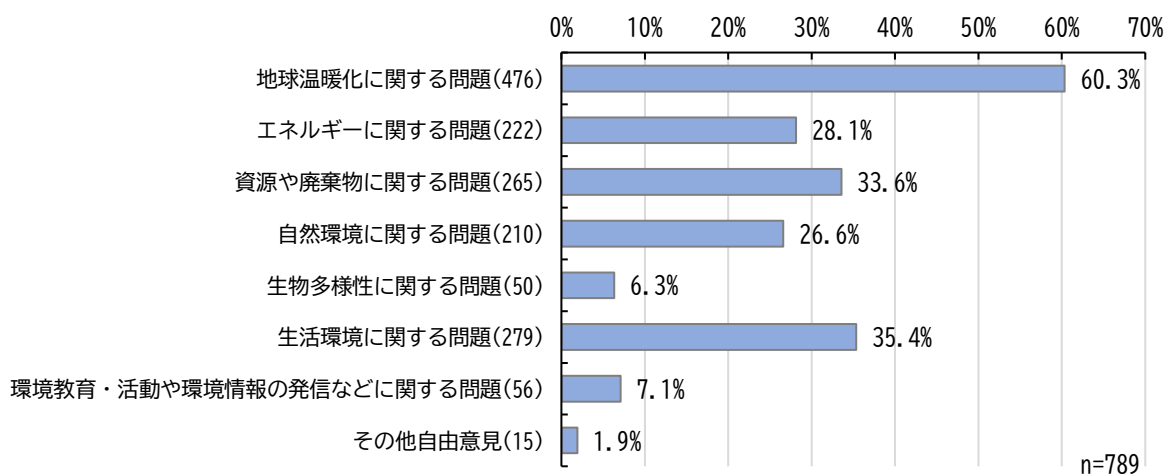
宮城県の環境に関する各分野について、満足度と重要度を5段階で回答いただいた結果、「満足」「やや満足」の割合が高い分野は、「3Rの取組(19.9%)」、「廃棄物の適正な処理(18.4%)」、「景観、まちの潤いの保全及び形成(16.4%)」、「水辺環境の保全・再生(15.0%)」、「水環境の保全(13.0%)」でした。

「重要である」「やや重要である」の割合が高い分野は、「気候変動・異常気象の対策(87.4%)」、「地球温暖化防止のための対策(86.1%)」、「水環境の保全(80.3%)」、「再生可能エネルギーの活用(78.7%)」、「廃棄物の適正な処理(78.3%)」、「放射性物質への対応(78.2%)」でした。

※満足度の5段階                    満足・やや満足・普通・やや不満・不満  
 ※重要度の5段階                    重要である・やや重要である・普通・あまり重要でない・重要でない

#### (3) 特に関心を持っている環境問題（2つまで選択）

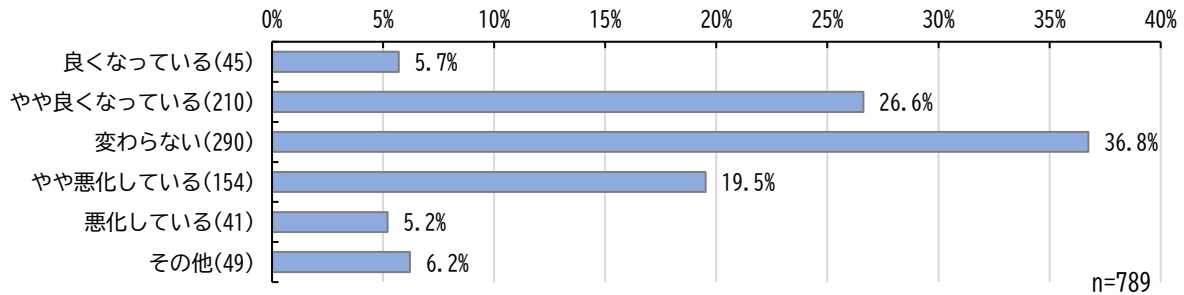
特に関心を持っている環境問題については、「地球温暖化に関する問題」が最も多く60.3%、次いで「生活環境に関する問題」が35.4%、「資源や廃棄物に関する問題」が33.6%でした。一方で、最も低かったのは「生物多様性に関する問題」の6.3%でした。



資-図 42：特に関心のある環境問題（2つまで選択）

#### (4) 10年前と比べた宮城県的环境

10年前と比べた宮城県的环境については、最も多いのが「変わらない」の36.8%でした。「良くなっている」「やや良くなっている」の合計（32.3%）が、「やや悪化している」「悪化している」の合計（24.7%）を上回りました。



資-図 43：10年前と比べた宮城県的环境

#### (5) 普段行っている環境への配慮行動

普段行っている環境への配慮行動については、実施率の高い項目（「いつも実行」「おおむね実行」の合計の割合が高い項目）は、「ごみは指定された日に出している（97.3%）」、「ごみは分別してリサイクルに協力する（96.7%）」、「外出先では自分で出したごみで汚さないようにしている（92.1%）」で、ごみに関する環境への配慮行動でした。

資-表 6：環境への配慮行動の実施状況（実施率の上位15項目）

環境への配慮行動の実施状況	いつも実行	おおむね実行	たまに実行	ほとんどしない	しない
ごみは指定された日に出している	85.6%	11.7%	1.9%	0.3%	0.5%
ごみは分別してリサイクルに協力する	76.4%	20.4%	2.3%	0.5%	0.5%
外出先では自分で出したごみで汚さないようにしている	62.2%	29.9%	6.3%	1.3%	0.4%
調理油や生ごみなどを排水口に流さない	59.0%	27.8%	6.5%	4.7%	2.0%
買い物の時にマイバックを持参する	55.1%	27.8%	10.9%	3.2%	3.2%
電気の省エネ行動を行っている	26.5%	44.1%	21.5%	5.3%	2.6%
自家用車で必要以外はアイドリングをしない	37.6%	31.6%	12.1%	9.0%	9.7%
食器洗い・洗濯の際、洗剤の量や質に気を付ける	31.2%	37.2%	19.3%	9.5%	2.8%
庭やベランダに花や木を植える	37.5%	18.5%	12.0%	11.2%	20.8%
意識して省エネ製品を購入している	15.6%	34.8%	33.3%	10.8%	5.4%
風呂の残り湯を洗濯や掃除に使う	28.1%	13.7%	14.4%	16.6%	27.2%
マイカーよりも公共交通機関を利用する	14.4%	17.0%	25.3%	23.3%	20.0%
使い捨て商品はなるべく買わないようにしている	5.5%	23.7%	43.7%	20.8%	6.3%
余暇には自然とふれあうように心がける	8.8%	18.7%	47.7%	17.4%	7.3%
買い物の時に環境にやさしい商品を選ぶ	6.5%	19.3%	47.5%	18.4%	8.2%

※四捨五入の関係で百分率の合計が合わない場合があります。

#### (6) 事業者の環境保全活動の取組について

事業者の環境保全活動の取組については、「良いことであり、もっと実施すべきである」が最も多く74.0%でした。

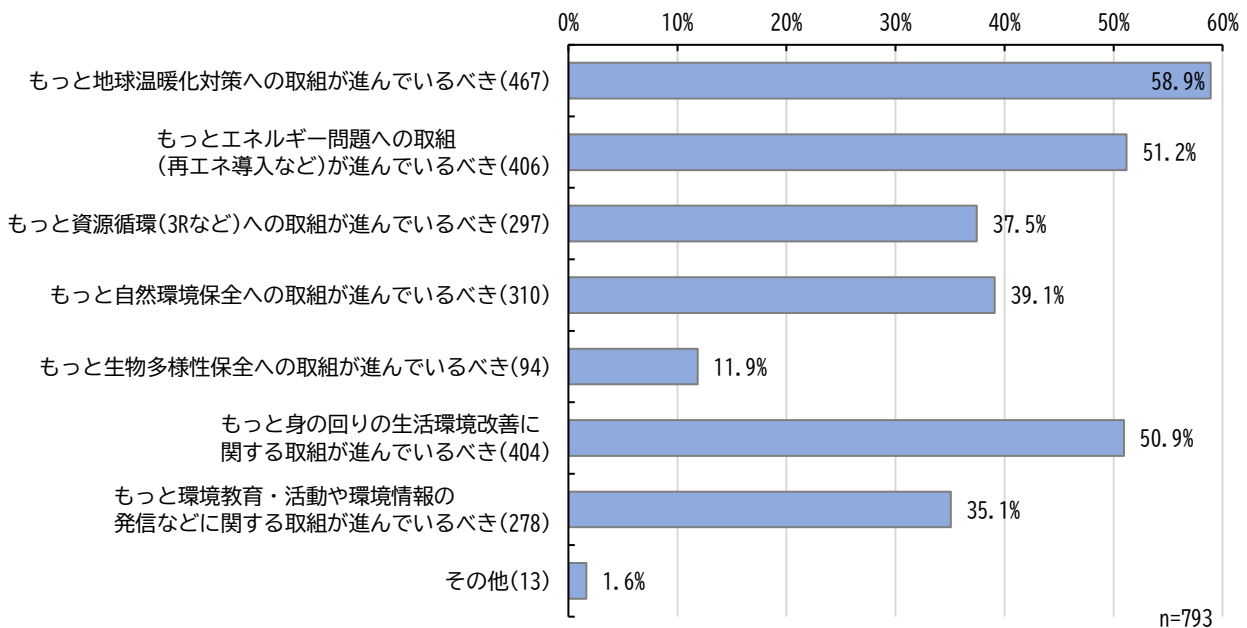
## (7) 一人ひとりが自主的に環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援

一人ひとりが自主的に環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援については、「学校教育における環境教育」が最も多く69.1%、次いで「社会人に対する環境教育」が51.7%、「環境性能の高い自動車（エコカー）購入への助成」が38.6%、「自然エネルギー導入への助成」が33.5%でした。

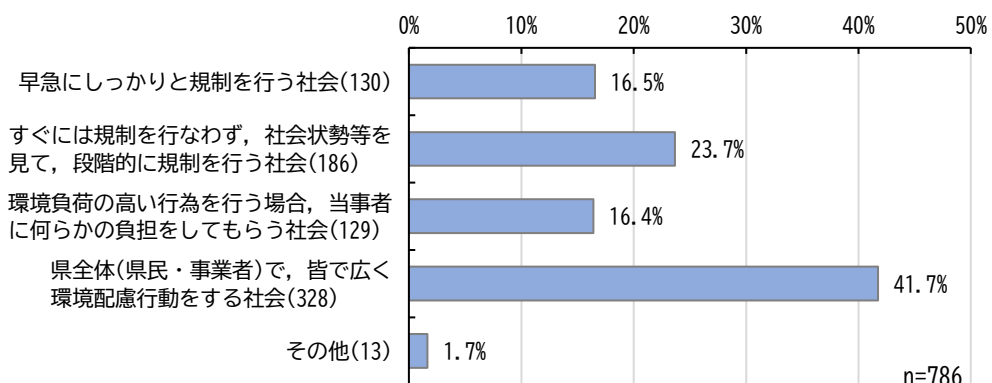
## (8) 宮城県の環境の将来像（3つまで選択）、宮城県の環境の将来像を実現していくための社会の在り方

宮城県の環境の将来像については、「もっと地球温暖化対策への取組が進んでいるべき」と回答した県民が最も多く58.9%、次いで「もっとエネルギー問題への取組（再エネ導入など）が進んでいるべき」が51.2%、「もっと身の回りの生活環境改善に関する取組が進んでいるべき」が50.9%でした。

また、宮城県の環境の将来像を実現していくための社会の在り方については、「県全体（県民・事業者）で、皆で広く環境配慮行動をする社会」が最も多く41.7%、次いで「すぐには規制を行わず、社会状況等を見て、段階的に規制を行う社会」が23.7%でした。



資-図 44：宮城県の環境の将来像（3つまで選択）



資-図 45：宮城県の環境の将来像

## 4 事業者意識調査結果の概要

### (1) 回答者について

事業者は、「本社」が64.5%、「支社」が35.5%でした。また、従業員数は「20人未満」が最も多く67.1%で、資本金額は「500万円以下」が最も多く29.5%でした。

### (2) 経営方針における環境保全に関する項目

経営方針における環境保全に関する項目については、「定める予定はない」が最も多く51.9%と最も多く、「定めている」の31.4%を上回りました。

### (3) 環境への取組の位置付け

環境への取組の位置付けについては、「事業者の社会的責任の一つである」が最も多く59.0%、次いで「環境への取組と事業活動は関連がない」が13.4%でした。一方、最も低かったのは、「ビジネスチャンス」の3.3%でした。

### (4) 環境対策の実施状況

環境対策の実施状況については、実施率の高い項目（「実施している」「方針をもって実施している」「目標や方針はないが実施している」の合計の割合が高い項目）は、「廃棄物、古紙などのリサイクル（88.9%）」、「廃棄物量の削減（82.9%）」など、「資源循環」に関するものでした。

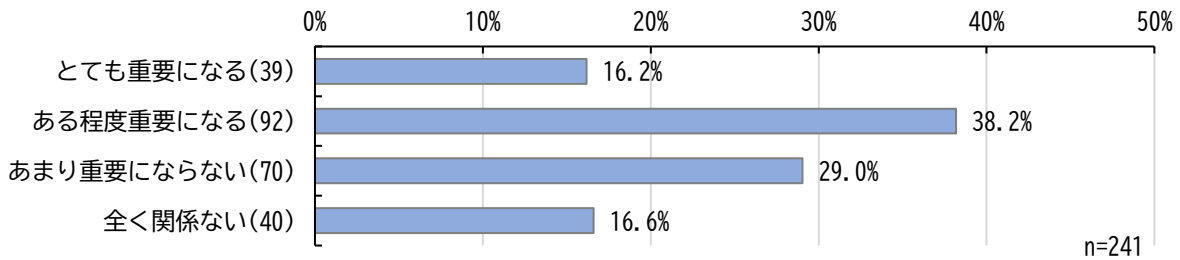
資-表 7：環境対策の実施状況（実施率の上位15項目）

環境対策の実施状況	数値目標を持って実施	方針をもって実施	目標や方針はないが実施	実施していないが今後実施予定	実施予定はない
廃棄物、古紙などのリサイクル	7.2%	29.3%	52.4%	4.3%	6.7%
廃棄物量の削減	9.8%	26.3%	46.8%	6.8%	10.2%
節電、節水などの省エネの推進	12.1%	23.2%	45.9%	10.1%	8.7%
包装、梱包の簡易化	5.8%	21.9%	51.0%	5.8%	15.5%
騒音、振動、悪臭の低減	8.7%	22.1%	47.7%	6.7%	14.8%
暖房、冷房など室内温度の設定	13.4%	22.2%	36.6%	8.3%	19.4%
公害防止対策の徹底	7.0%	19.1%	42.7%	9.6%	21.7%
有害化学物質の使用削減または使用回避	6.2%	23.0%	38.9%	9.7%	22.1%
環境負荷の少ない資材・物品や再生品などの率別的購入(グリーン購入)	4.8%	17.7%	40.3%	10.2%	26.9%
大気汚染物質の排出抑制	8.9%	16.3%	35.0%	6.5%	33.3%
リサイクル可能な製品の製造、販売	11.9%	21.2%	26.3%	4.2%	36.4%
事業所内緑化の推進	5.7%	10.3%	40.8%	11.5%	31.6%
省エネ機器の導入	5.2%	19.7%	30.6%	15.0%	29.5%
自社製品のライフサイクルアセスメントの実施	4.3%	24.1%	22.4%	7.8%	41.4%
行政の環境保全施策への協力	3.7%	14.7%	31.9%	19.6%	30.1%

### (5) 事業所の事業にとって環境ビジネスが今後重要となるか、環境ビジネスの進展のために行政に期待する支援（あてはまる全て）

事業所の事業にとって環境ビジネスが今後重要となるかについては、重要になる（「とても重要になる」「ある程度重要になる」の合計）が54.4%でした。一方で、「全く関係ない」が16.6%でした。

また、環境ビジネスの進展のために行政に期待する支援については、「環境ビジネスに関する情報の提供」が最も多く40.3%、次いで「税制面での優遇措置」が35.6%、「消費者・ユーザーの意識向上のための啓発活動」が26.6%でした。



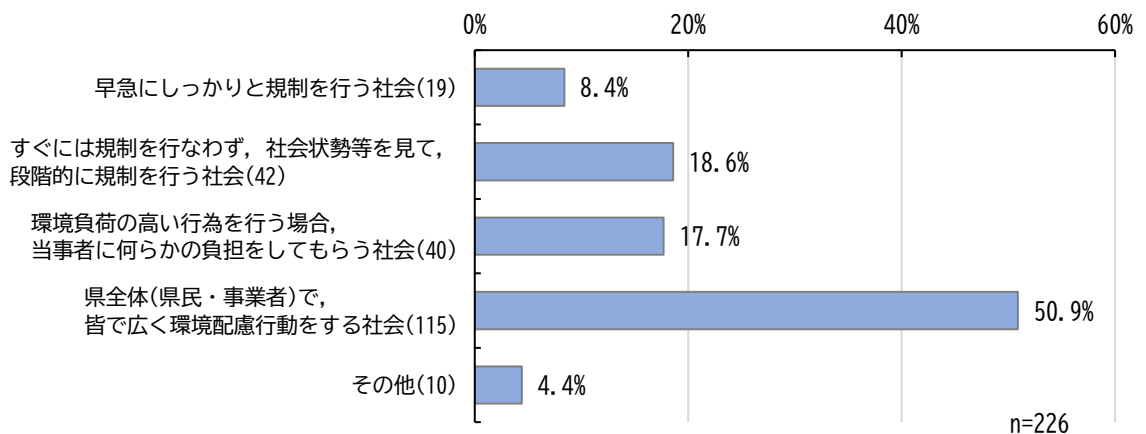
資-図 46：事業所の事業にとって環境ビジネスが今後重要となるか

### (6) 環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援（あてはまる全て）

環境配慮の取組を進めるために行政に期待する支援については、「各種環境規制の分かりやすいガイドブックの作成や今後の規制の動向に関する情報提供」が最も多く46.8%、次いで「環境マネジメントシステムの構築に対する財政的援助（公的融資も含む）」が36.4%、「他社の環境保全の取組、環境ビジネス成功事例や内外の動向等に関する情報提供」が30.0%でした。

### (7) 宮城県の実現する環境の将来像を実現するための社会の在り方

宮城県の環境の将来像を実現するための社会の在り方については、「県全体（県民・事業者）で、皆で広く環境配慮行動をする社会」が最も多く50.9%、次いで「すぐには規制を行わず、社会状況等を見て、段階的に規制を行う社会」が18.6%、「環境負荷の高い行為を行う場合、当事者に何らかの負担をってもらう社会」が17.7%、「早急にしっかりと規制を行う社会」が8.4%、「その他」が4.4%でした。



資-図 47：宮城県の環境の将来像を実現するための社会の在り方



## VI 管理指標

宮城県環境基本計画の進行管理に当たっては、政策ごとに進捗状況を示す管理指標を設定し、毎年度、各管理指標の数値目標の達成状況により評価を行います。

資-表 8： 宮城県環境基本計画（第4期）の管理指標

政策	管理指標項目	概要
政策1 脱炭素 社会の 構築	1 県内の温室効果ガス排出量	県内で1年間に排出される温室効果ガスの総量(森林による吸収量を差し引いたもの)
	2 再生可能エネルギー導入量	県内で1年間に導入された再生可能エネルギーの総量(熱量換算。バイオマスについては、県内産原料に由来するものに限る。)
政策2 循環型 社会の 形成	3 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量	県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量
	4 一般廃棄物リサイクル率	県内の一般廃棄物リサイクル率
	5 一般廃棄物最終処分率	県内の一般廃棄物最終処分率
	6 産業廃棄物排出量	県内の産業廃棄物排出量
	7 産業廃棄物リサイクル率	県内の産業廃棄物リサイクル率
	8 産業廃棄物最終処分率	県内の産業廃棄物最終処分率
政策3 自然 共生 社会の 形成	9 豊かな生態系(森林・農地・水辺環境の保全)	県内の動植物の自然性について、「植物環境指標」と「河川生物生息環境指標」を基に、10点満点で評価した指標
	10 森林整備面積	県内の民有林における年間森林整備面積(「間伐面積」と「植栽面積」の合計)
	11 野生鳥獣の捕獲数(イノシシ)	生息数や生息域が急速に拡大し、人との共存に支障が生じているイノシシについて、適正な個体群管理や被害防除対策等のために実施した捕獲頭数
	12 野生鳥獣の捕獲数(ニホンジカ)	生息数や生息域が急速に拡大し、森林生態系への影響が増大しているニホンジカについて、適正な個体群管理や被害防除対策等のために実施した捕獲頭数
	13 農村環境保全等の協働活動に参加した人数	里地里山の自然環境保全や、自然とのふれあいの場としての活用を目指して実施された、地域や学校と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(累計)
政策4 安全で 良好な 生活 環境の 確保	14 大気汚染に係る環境基準達成率	県内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成状況 (二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質)
	15 大気中揮発性有機化合物の環境基準達成率	光化学オキシダントの発生原因の一部である揮発性有機化合物(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の県内における環境基準達成状況
	16 道路に面する地域における自動車交通騒音の環境基準達成率	県内の道路に面する地域における自動車交通騒音の環境基準達成状況
	17 清らかな流れ(水質環境基準の達成度)	県内の公共用水域における水質(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全磷)の環境基準達成状況
	18 豊かな流れ(河川流量の豊かさ)	県内の河川流量の豊かさについて、「地下水涵養指標」と「河川正常流量達成度」を基に、10点満点で評価した指標
	19 安全な流れ(河川・海岸整備率の向上)	県内における洪水や高潮・津波等に対する堤防等の整備について、「河川整備指標」と「海岸整備指標」を基に、10点満点で評価した指標

※ 個別計画の見直し等により、管理指標の内容に変更が生じる場合があります。